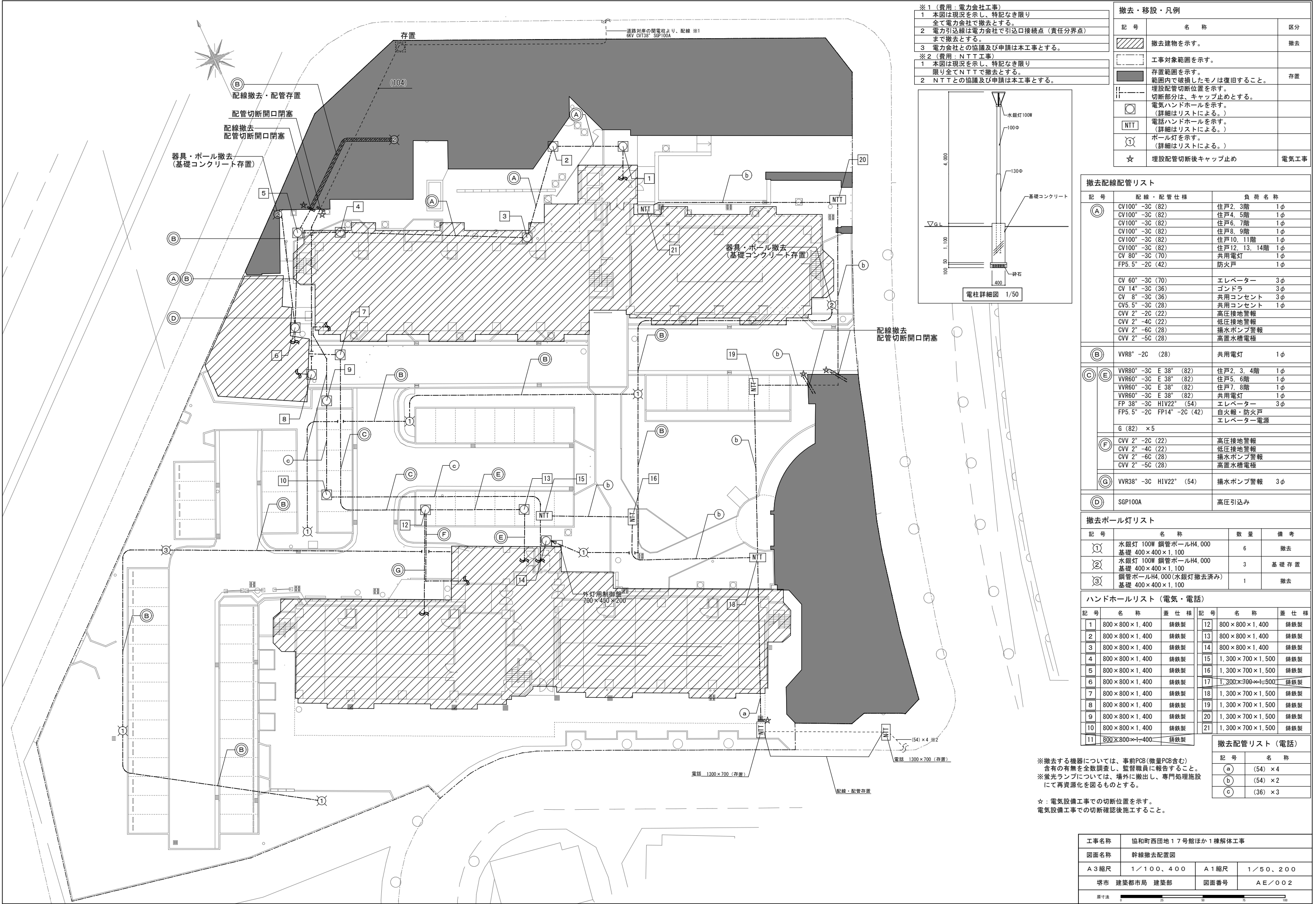
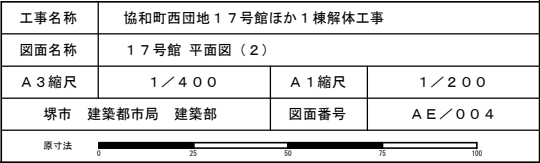
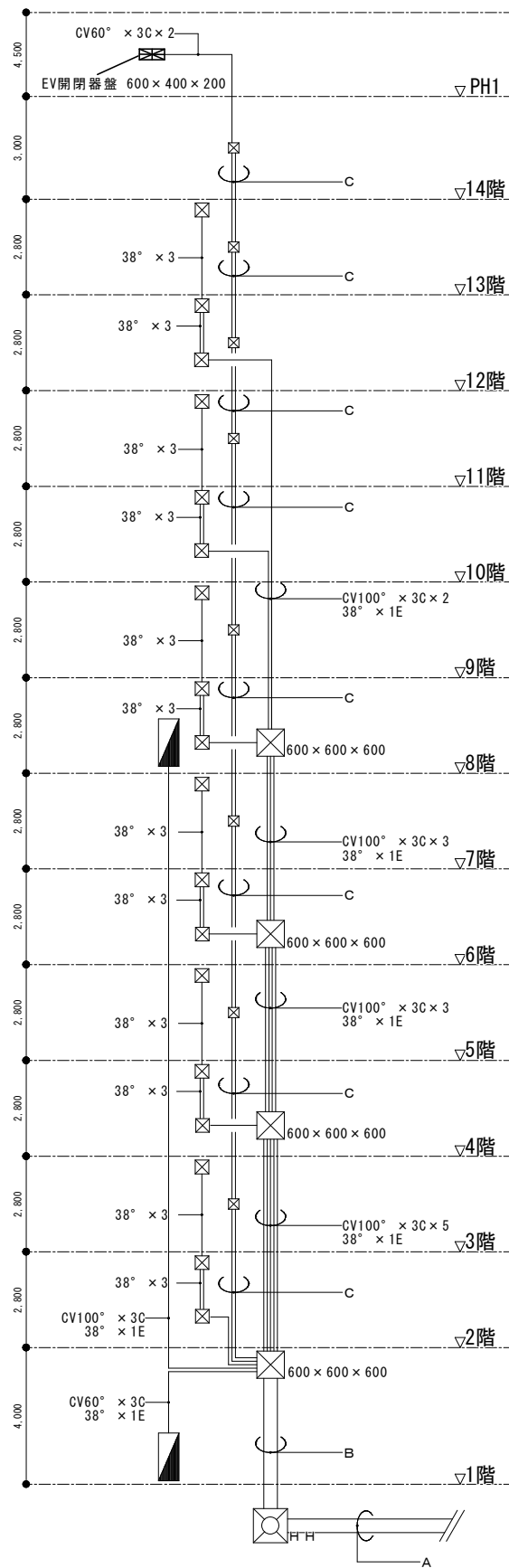


[illegible]



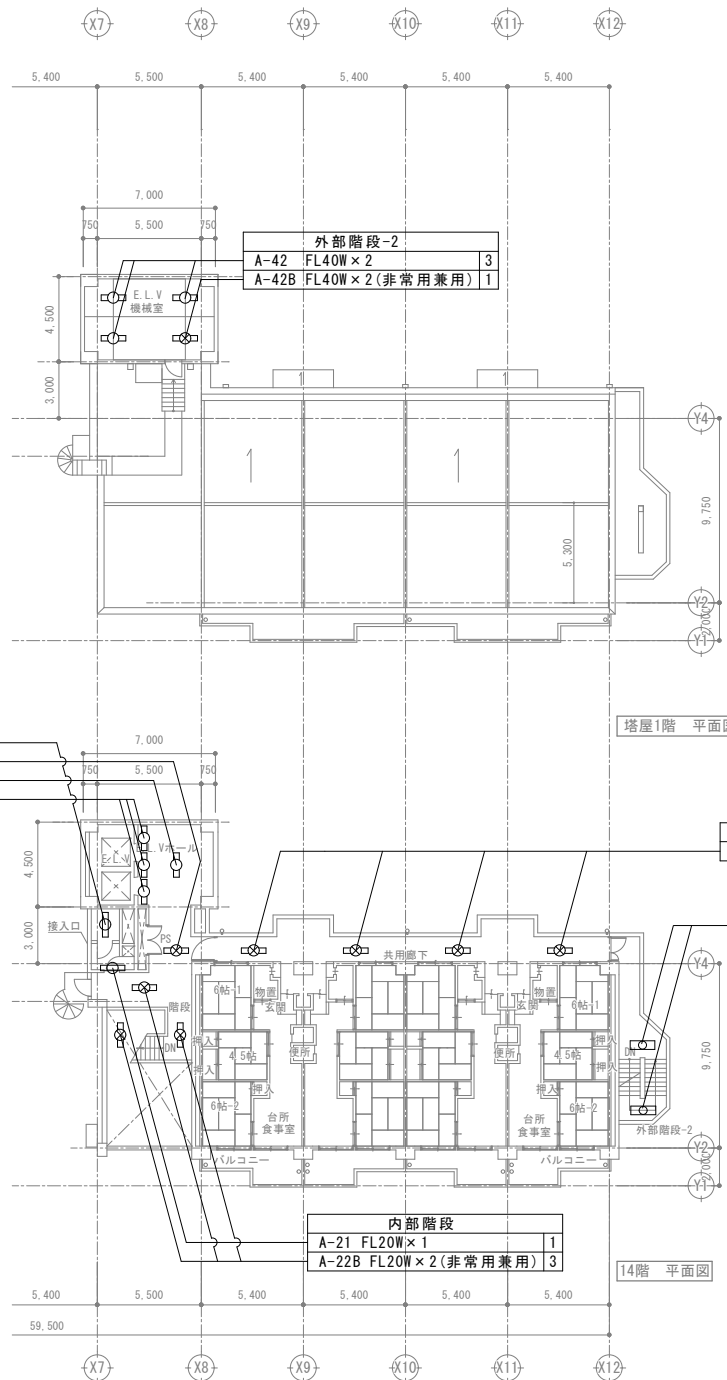




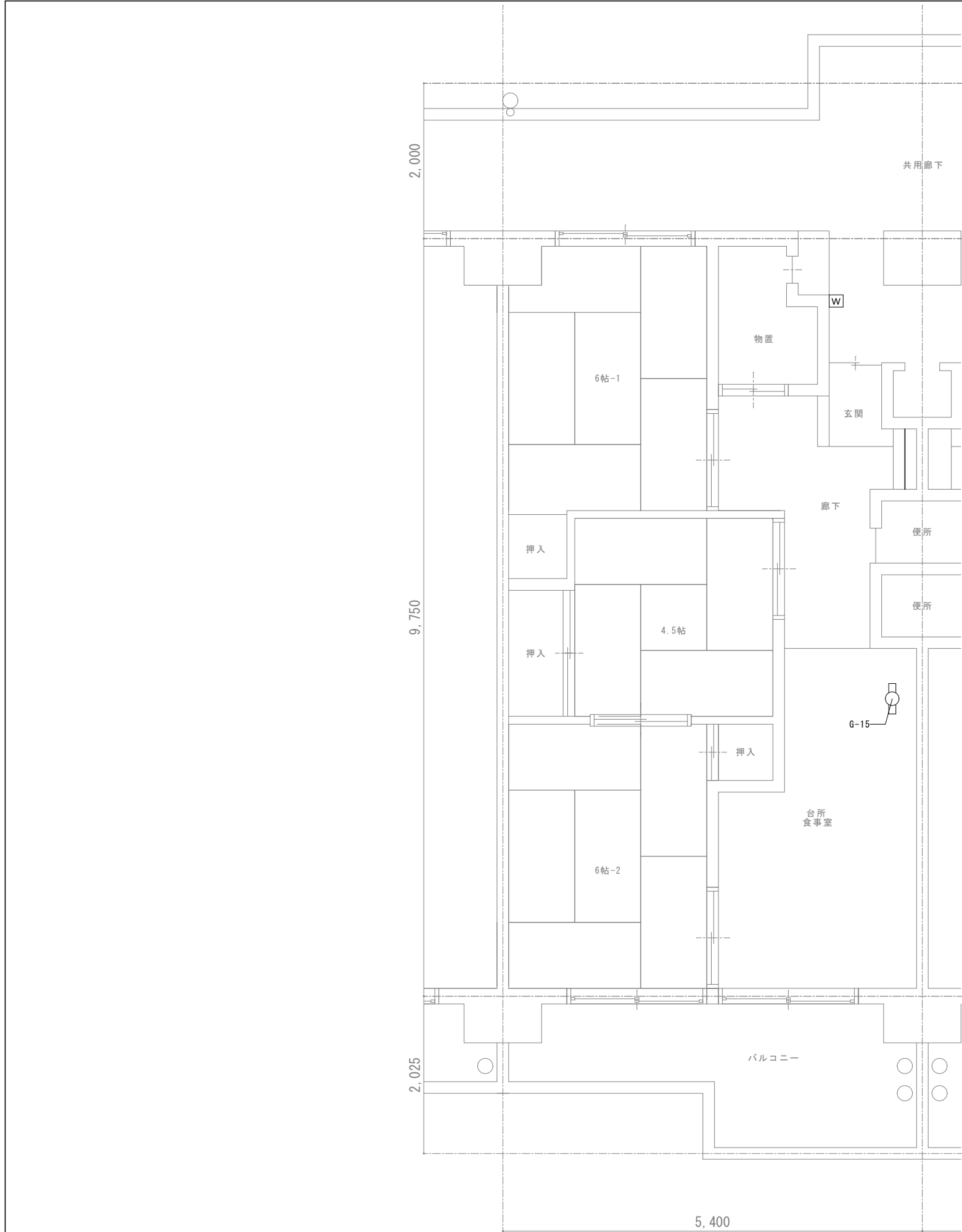
撤去・移設・凡例		
記 号	名 称	区 分
	分電盤を示す。	撤去
	ブルボックス (200×200×150) を示す。	撤去

A		
CV100° × 3C、38° × 1	2～14階	
CV100° × 3C (75°)	2～14階	
CV 80° × 3C、38° × 1	L-A、L-B	
CV 60° × 3C	ELV No1、No2	
CV 60° × 3C	ELV No1、No2	
B		
CV100° × 3C × 6	2～14階 1φ3W	
CV80° × 3C	L-A、L-B	
CV60° × 3C × 2	ELEV2台 3φ3W	
C		
CV 60° × 3C	ELV No1、No2	

ELVホール・内部階段		
A-21 FL20W × 1	1	
A-21B FL20W × 1 (非常用兼用)	1	
A-42B FL40W × 2 (非常用兼用)	1	
D-21 FL20W × 1	3	



工事名称	協和町西団地17号館ほか1棟解体工事		
図面名称	17号館 平面図(3)・系統図		
A3縮尺	1/400	A1縮尺	1/200
堺市 建築都市局 建築部	図面番号		AE/005
原寸法			

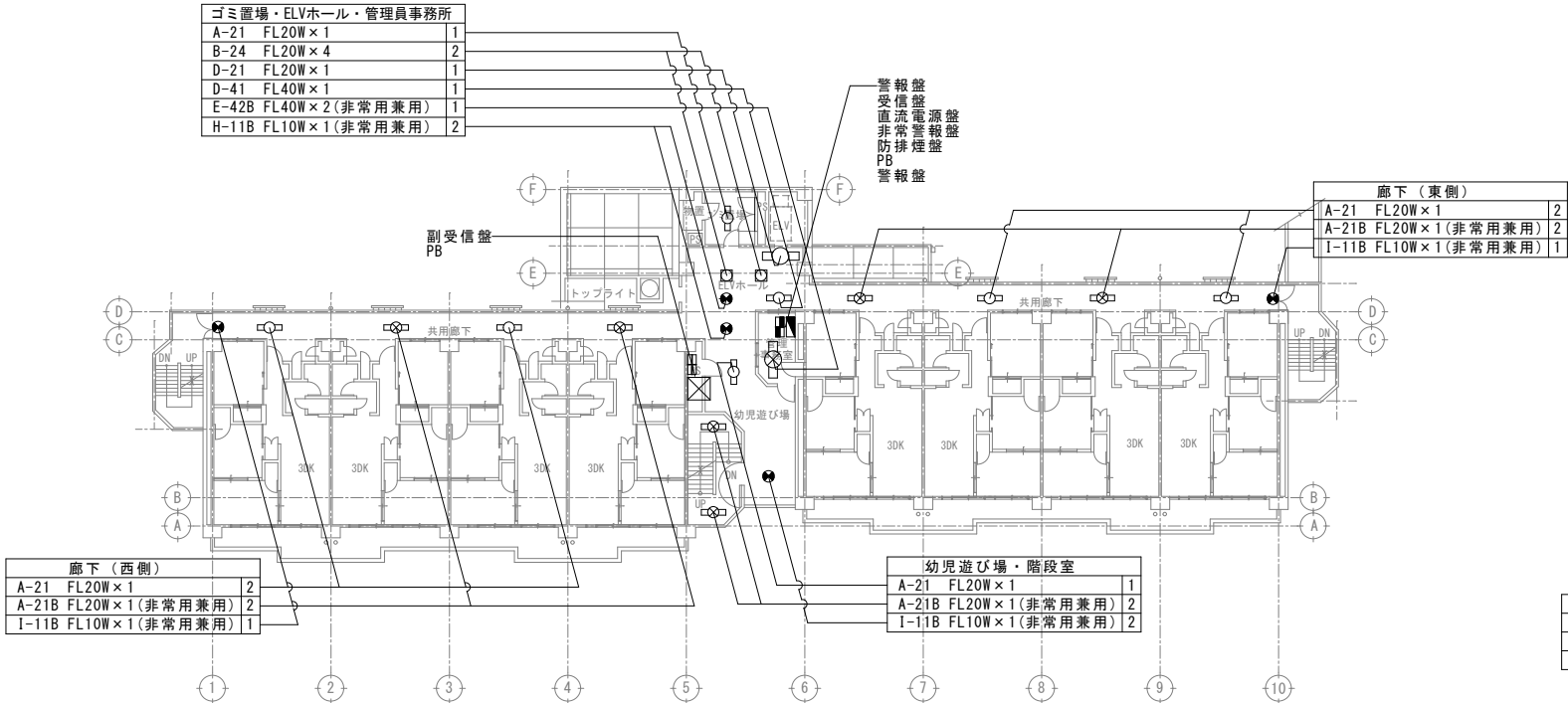


■凡例

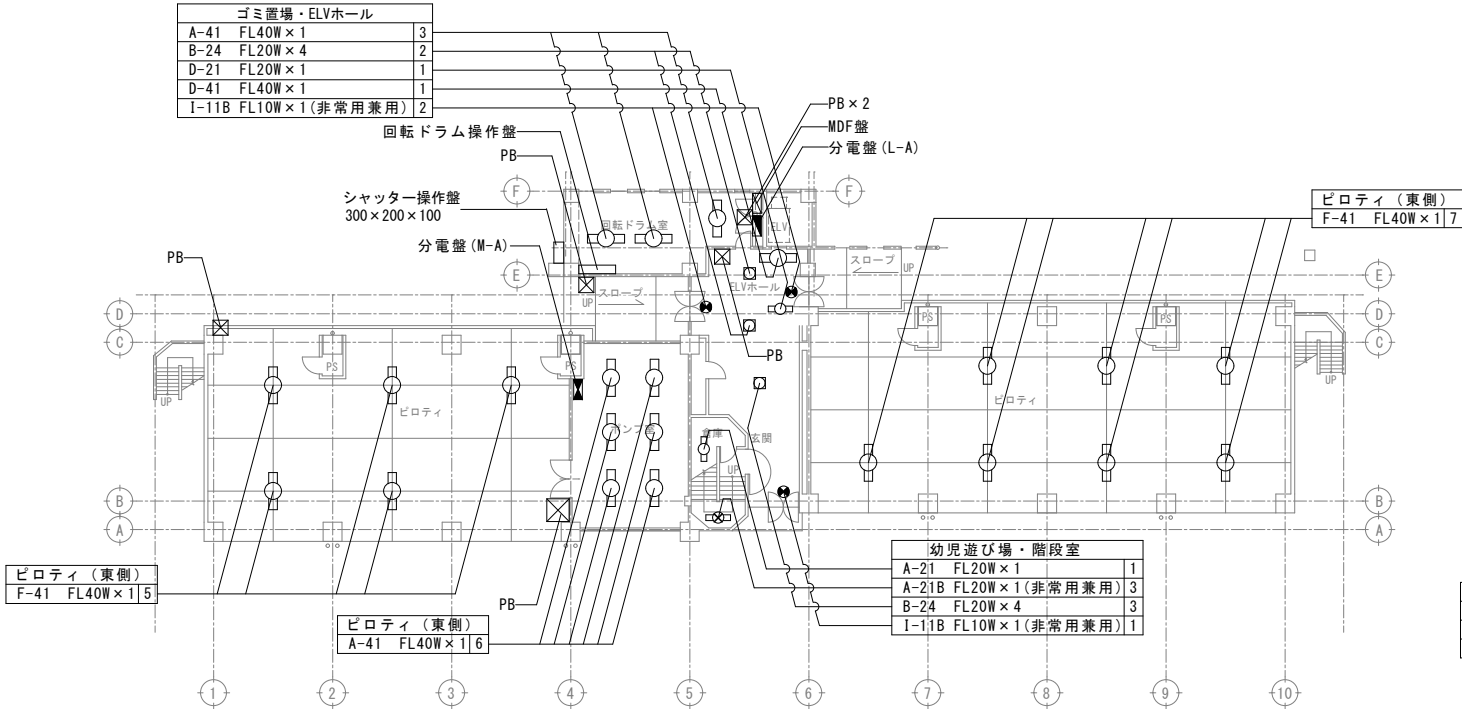
記号	名 称	型 式	総計
	積算電力計収納箱 (420×260×150)	露出型	1 1 8
	G-15 FL15W×1	露出型	1 1 8

室名 (設置場所)	1401	1402	1403	1404							合計
G-15 FL15W×1	1	1	1	1							4
	1301	1302	1303	1304							
G-15 FL15W×1	1	1	1	1							4
	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	
G-15 FL15W×1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	
G-15 FL15W×1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	
G-15 FL15W×1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	
G-15 FL15W×1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	
G-15 FL15W×1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	
G-15 FL15W×1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	
G-15 FL15W×1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	
G-15 FL15W×1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	
G-15 FL15W×1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	
G-15 FL15W×1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	
G-15 FL15W×1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10

工事名称	協和町西団地17号館ほか1棟解体工事		
図面名称	17号館 住戸平面詳細図		
A3縮尺	1／60	A1縮尺	1／30
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	AE／006	
原寸法			



2階 平面図 S=1/200



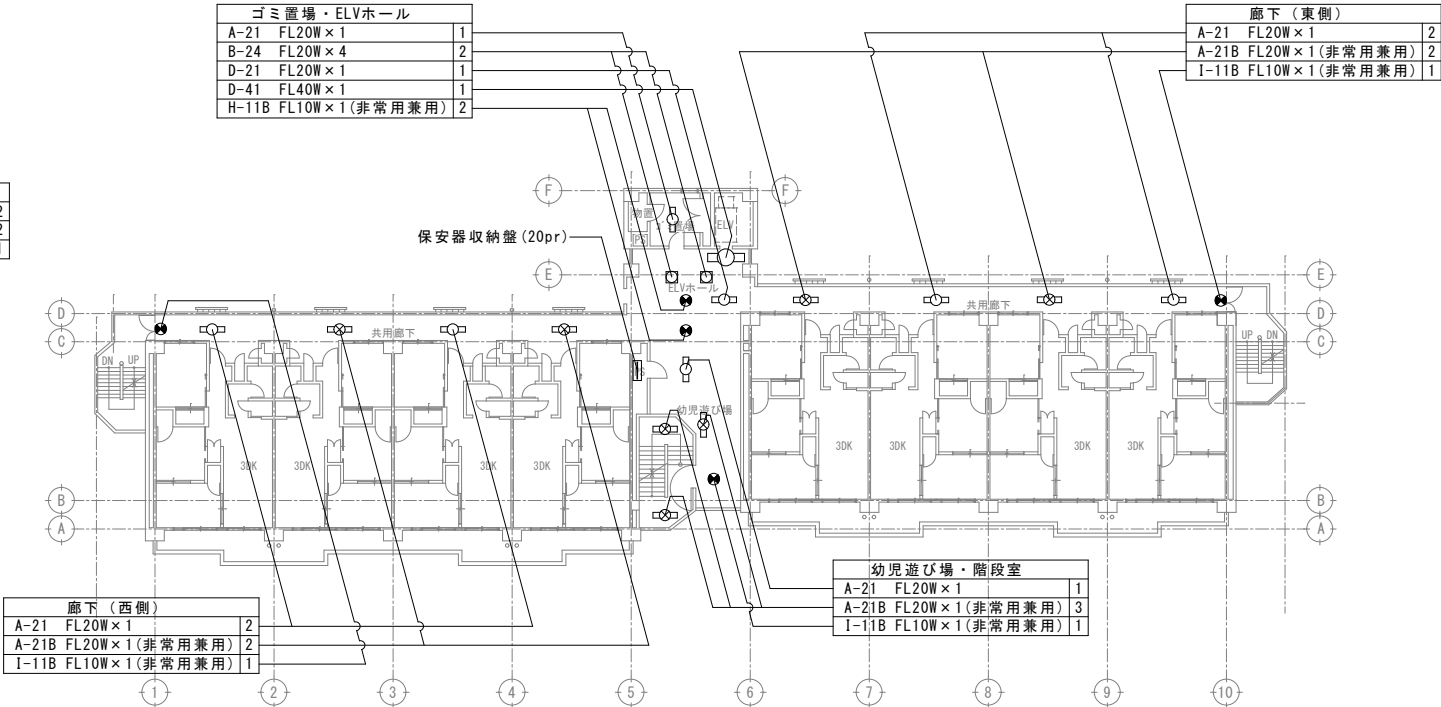
1階 平面図 S=1/200

撤去 共用部照明器具リスト

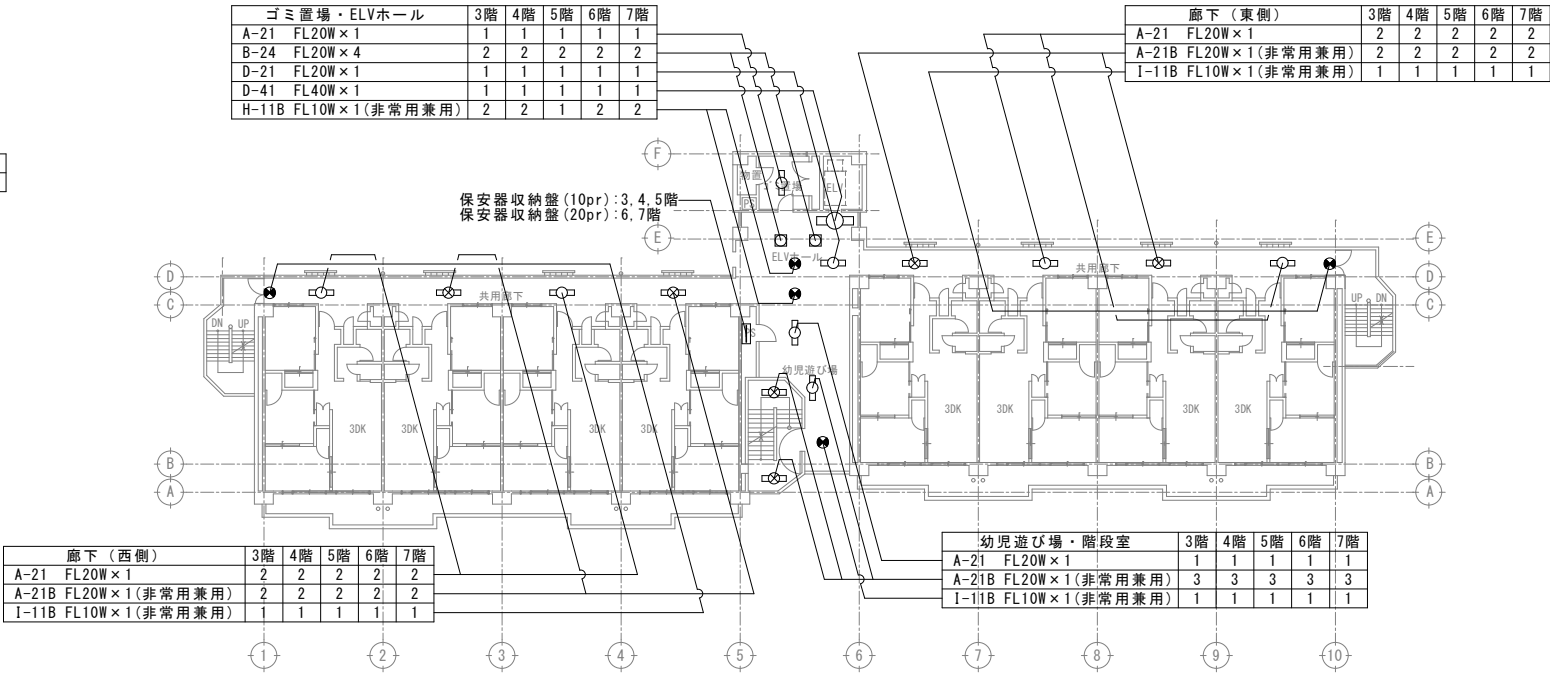
記号	名 称	数量	数量
□	A-41 FL40W×1	露出型	1 0
⊗	A-41B FL40W×1(非常用兼用)	露出型	1
□	A-21 FL20W×1	露出型	4 4
⊗	A-21B FL20W×1(非常用兼用)	露出型	4 9
□	B-24 FL20W×4	埋込型	1 7
○	C-100 HF100W	露出型	8
○	C-60 IL60W	露出型	3 2
□	D-21 FL20W×1	露出型	9
□	D-41 FL40W×1	露出型	9
⊗	E-42B FL40W×2(非常用兼用)	露出型	1
□	F-41 FL40W×1	露出型	1 4
○	G-60 IL60W	露出型	1 6
●	H-11B FL10W×1(非常用兼用)	露出型	1 4
●	I-11B FL10W×1(非常用兼用)	露出型	2 4
⊗	M-40 IL40W(非常用兼用)	埋込型	1 6

撤去盤及びブルボックスリスト

階数	記号	名 称	仕様	寸法	数量	階数	記号	名 称	仕様	寸法	数量
1 階	■	分電盤 (L-A・M-A)		750×1,600×200	2	2 階	□	副受信盤		450×550×150	1
	M D F	MDF盤		1,000×1,600×150	2	3 階	□	保安器収納盤 (10pr)		800×600×250	1
	⊗	ブルボックス		100×100×50	1	4 階	□	保安器収納盤 (10pr)		800×600×250	1
	⊗	ブルボックス		150×150×100	4	5 階	□	保安器収納盤 (10pr)		800×600×250	1
	⊗	ブルボックス		200×200×100	1	6 階	□	保安器収納盤 (20pr)		800×600×250	1
	□	回転ドラム操作盤		650×950×200	1	7 階	□	保安器収納盤 (20pr)		800×600×250	1
2 階	□	保安器収納盤 (10pr)		800×600×250	1	8 階	□	保安器収納盤 (20pr)		800×600×250	1
	■	警報盤		600×600×150	1	P H 階	M D F	MDF盤		450×700×200	1
	■	受信盤		600×600×150	1						
	■	直流電源装置		550×300×150	1						
	■	非常警報盤		300×250×150	1						
	■	防排煙盤		550×700×150	1						
	⊗	ブルボックス		200×200×100	2						
	■	警報盤		550×300×150	1						

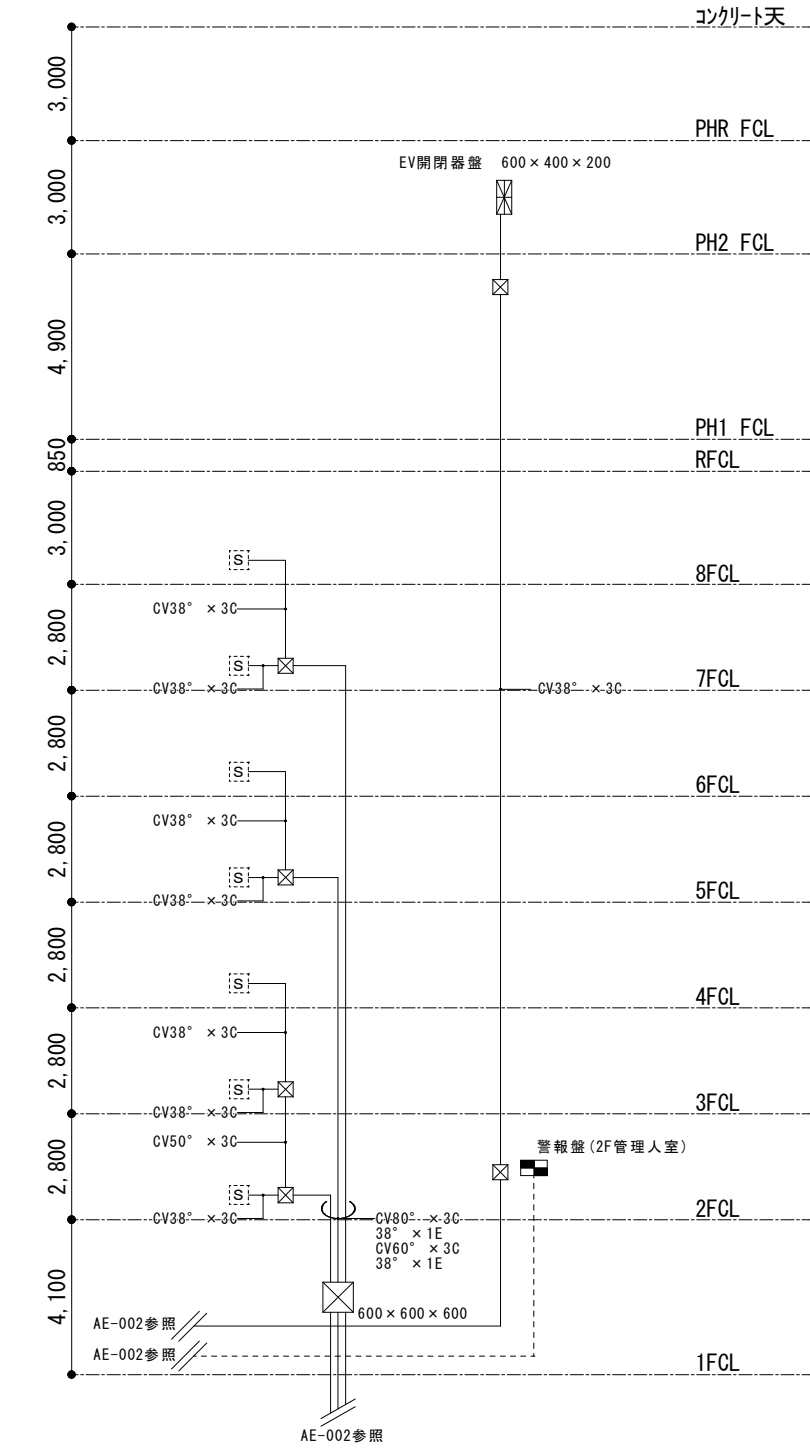


8階 平面図 S=1/200

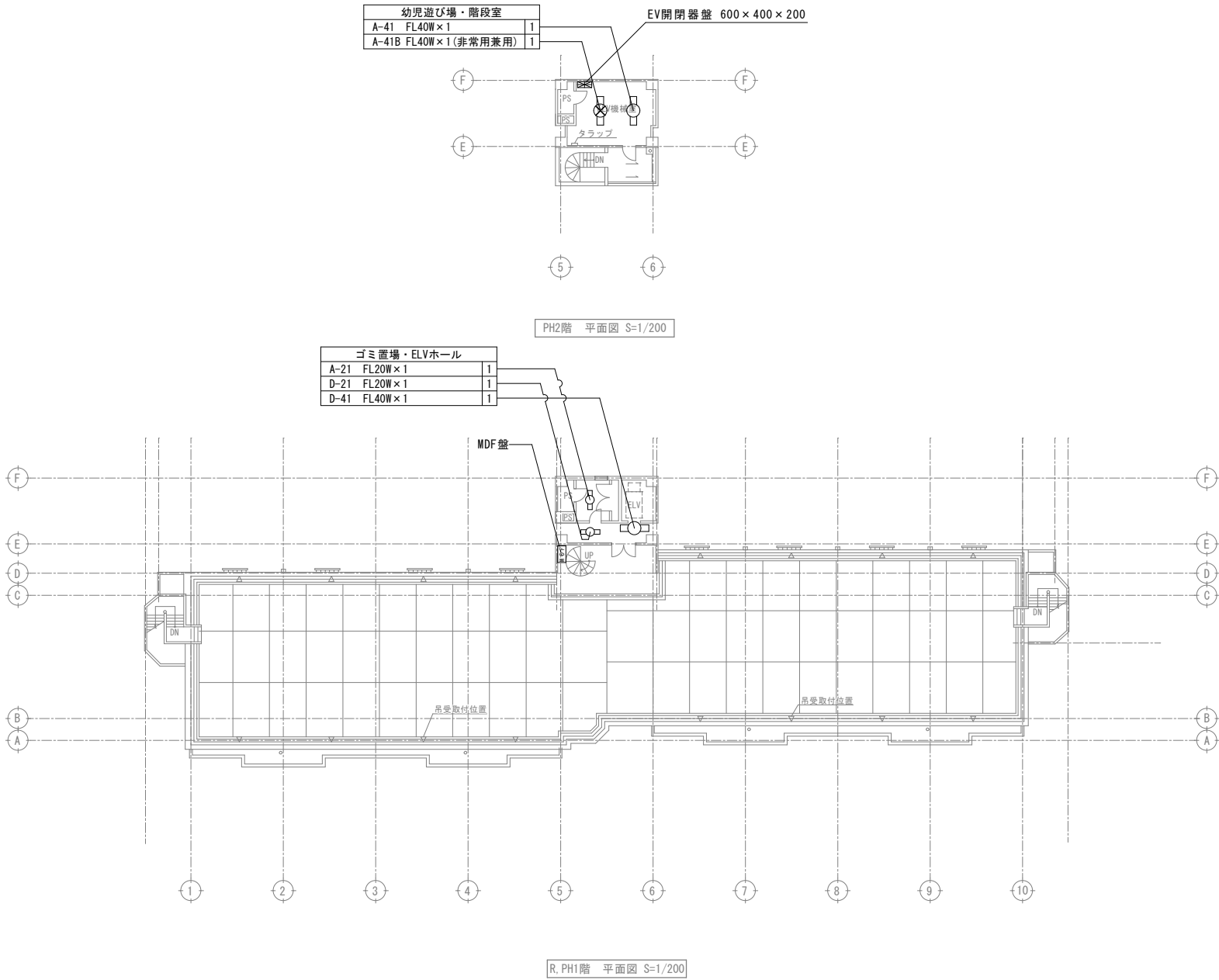


3～7階 平面図 S=1/200

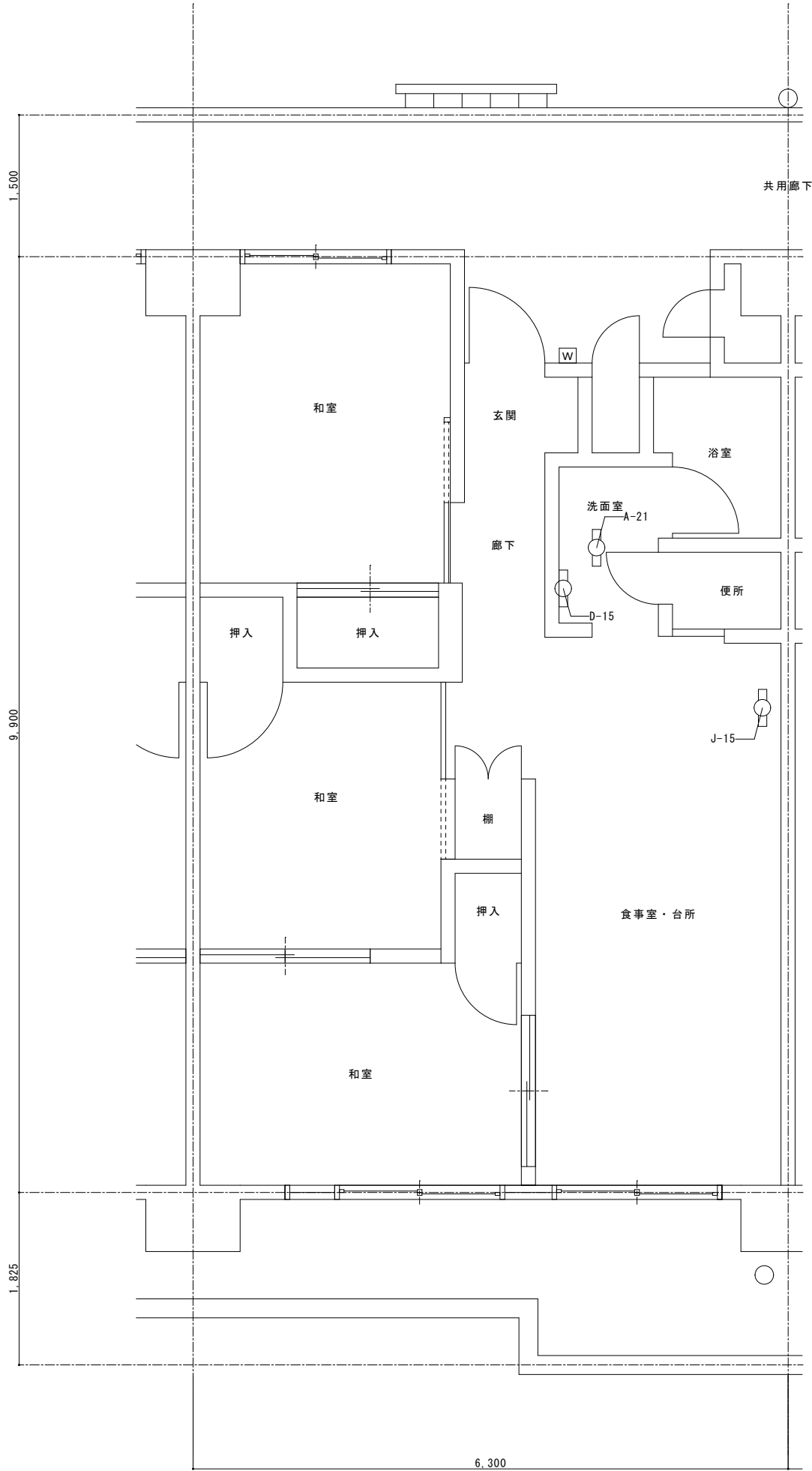
工事名称	協和町西団地17号館ほか1棟解体工事		
図面名称	18号館 平面図(1)		
A3縮尺	1/400	A1縮尺	1/200
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	AE/007	
原寸法			



撤去・移設・凡例		
記 号	名 称	区分
	分電盤を示す。	撤去
	警報盤を示す。	撤去
	EV開閉器盤を示す。	撤去
	ブルボックス (200×200×100) を示す。	撤去
	自動遮断装置を示す。	存置



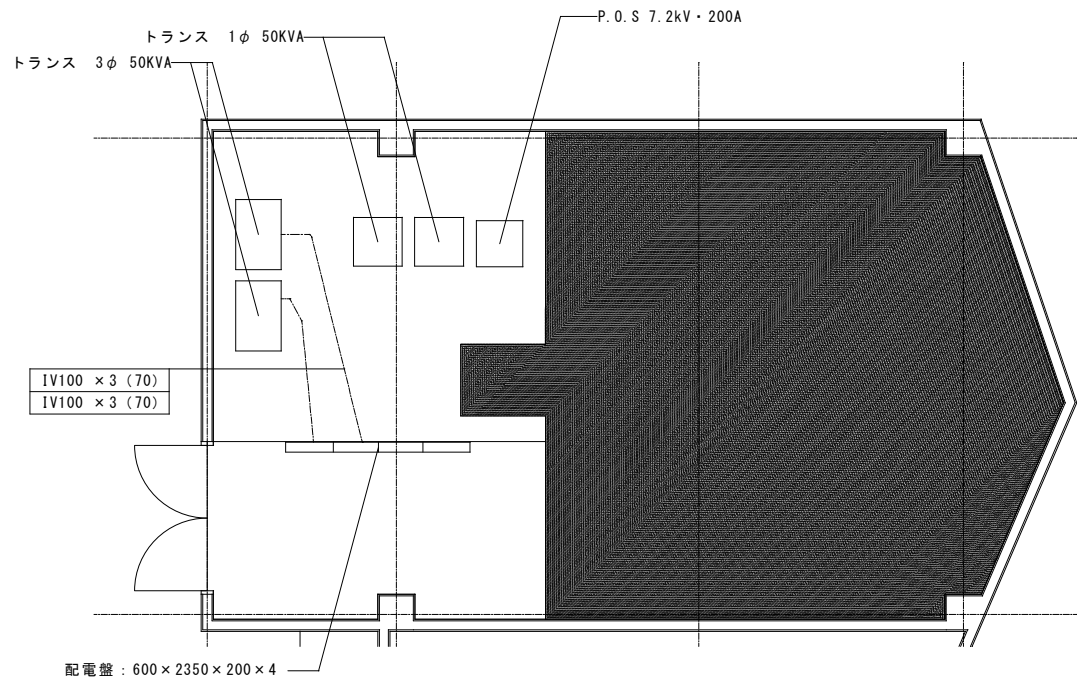
工事名称	協和町西団地 17 号館ほか 1 棟解体工事		
図面名称	18 号館 平面図（2）・系統図		
A3縮尺	1／400	A1縮尺	1／200
堺市 建築都市局 建築部	図面番号		AE／008
原寸法			



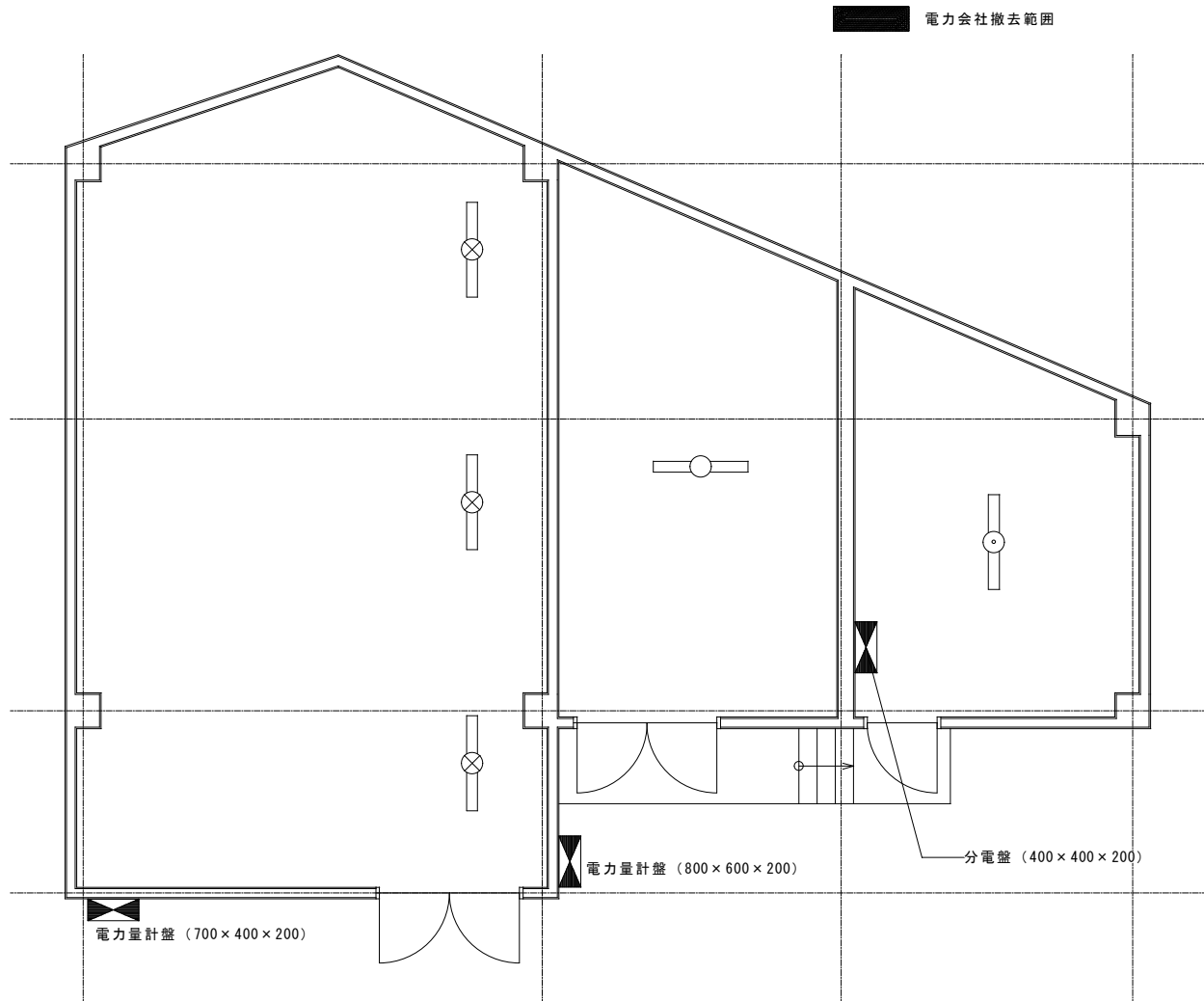
■凡例			
記号	名 称	型 式	台数
W	積算電力計収納箱 (420×260×150)	露出型	5 6
○	A-21 FL20W×1	露出型	5 6
○	D-15 FL15W×1	露出型	5 6
○	J-15 FL15W×1	露出型	5 6

■撤去 住居照明器具数量										
室名 (設置場所)	801	802	803	804	805	806	807	808	合計	
A-21 FL20W×1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	
D-15 FL15W×1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	
J-15 FL15W×1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	
	701	702	703	704	705	706	707	708	合計	
A-21 FL20W×1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	
D-15 FL15W×1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	
J-15 FL15W×1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	
	601	602	603	604	605	606	607	608	合計	
A-21 FL20W×1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	
D-15 FL15W×1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	
J-15 FL15W×1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	
	501	502	503	504	505	506	507	508	合計	
A-21 FL20W×1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	
D-15 FL15W×1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	
J-15 FL15W×1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	
	401	402	403	404	405	406	407	408	合計	
A-21 FL20W×1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	
D-15 FL15W×1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	
J-15 FL15W×1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	
	301	302	303	304	305	306	307	308	合計	
A-21 FL20W×1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	
D-15 FL15W×1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	
J-15 FL15W×1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	
	201	202	203	204	205	206	207	208	合計	
A-21 FL20W×1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	
D-15 FL15W×1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	
J-15 FL15W×1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	

工事名称	協和町西団地17号館ほか1棟解体工事		
図面名称	18号館 住戸平面詳細図		
A3縮尺	1／60	A1縮尺	1／30
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	AE／009	
原寸法			



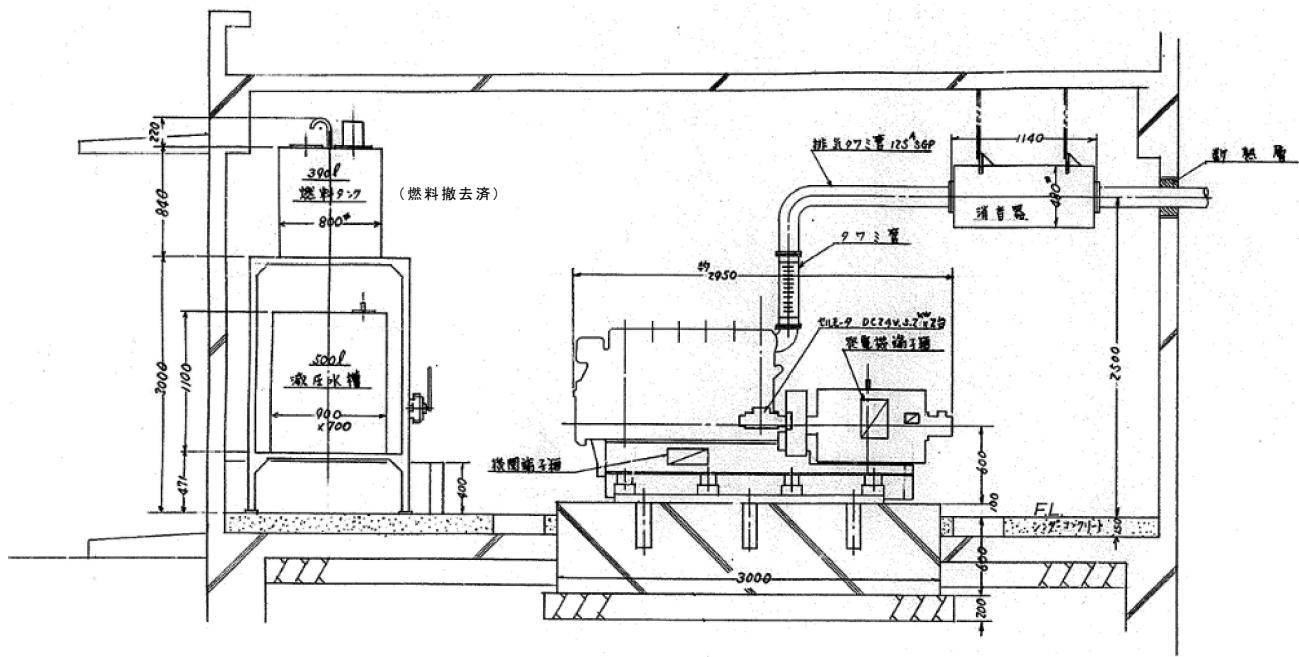
変電設備機器配置図 1 / 5 0



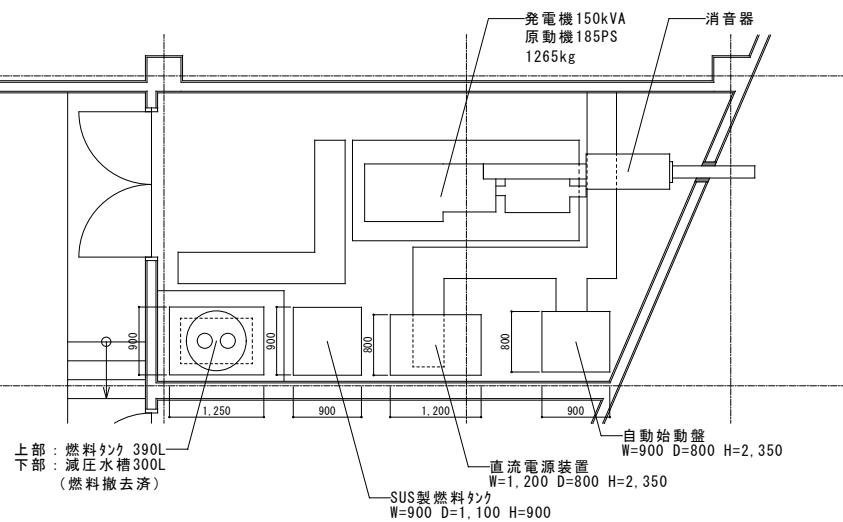
撤去 共用部照明器具リスト

記号	名 称	型式	数量
○—	A-42 FL40W × 2	露出型	1
○—	A-41 FL40W × 1	露出型	1
○—	A-41P FL40W × 1	吊下げ型	3

電気室ほか照明配置図 1 / 5 0



発電機室断面図 1 / 3 0



発電機室機器配置図 1 / 5 0

工事名称	協和町西団地17号館ほか1棟解体工事		
図面名称	電気室 幹線動力 平面詳細図・立面図・断面図		
A3縮尺	—	A1縮尺	—
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	A E / 0 1 0	
原寸法			

特記仕様書【設備工事共通】

工事仕様書（設備工事共通）

項目

特記事項

1. 石綿関連作業

(1) 事前調査

1.アスベストに関する調査・報告・掲載

・工事開始前に、石綿含有建築材料の使用の有無を調査し、事前調査結果の書面の作成、発注者への報告を行うこと。事前調査を行う者に求める資格等については下記とする。なお、事前調査結果を提示するとともに有の場合は作業内容も提示すること。
① 特定建築物石綿含有建材調査者または一般建築物石綿含有建材調査者（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号）
② （一社）日本アスベスト調査診断協会に登録された者

(2) 石綿含有建築材料の除去等

1.石綿含有建築材料の除去

・石綿含有建築材料の除去等を行う場合については「大阪府アスベスト対策基本方針」、「労働安全衛生法（石棉障害予防規則）」、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「大阪府生活環境の保全に関する条例」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」令和4年度版」第9章、「建築物解体工事共通仕様書・同解説（令和2年版）」「非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針（環境省）」等に基づき適切に行うこと。

2.本工事での除去等の作業が発生する石綿含有建築材料

・○保温材（配管エルボ部分）
○ケイ酸カルシウム板（1種）
○ケイ酸カルシウム板を除く石綿含有成形板（耐火二層管等を含む）
○吹付け塗材（石綿排出作業無し）（外壁（★棟））
●その他（ フランジパッキン（AM/007.010に記載））
※ 図面に記載のない石綿含有建築材料の使用が判明した場合には、直ちに監督員に報告し協議を行うこと。

3.専門工事業者

・石綿含有建築材料の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出すること。

4.作業主任者

・石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者の有資格者とする。

5.除却作業者

・石棉障害予防規則に基づく特別な教育を受けたもので、肺機能に異常がない者とする。

6.石綿含有分析調査

・○行う ●行わない

7.保温材（配管エルボ部分）の除去

・保温材（配管エルボ部分）を適切に除去・処分する作業手順は原則以下とする。
なお、ここで記載するアスベスト処理の作業手順については、アスベスト対象物を場外に搬出し、処理施設にて処理を行う手法とする。
1.事前調査
・設計図書等の資料、目視による調査の実施
・事前調査結果の書面の作成
・事前調査結果の発注者への説明
・事前調査結果の提示
※ 事前調査の際、石綿含有建材部分の劣化状況についても確認し、監督員に報告すること。
2.施工要領書の提出
・石綿含有建築材料の除去作業についての作業計画を監督員に提出し確認を受ける。
3.計画の届出
・「大気汚染防止法」に基づく届出
4.石綿作業主任者の選任等
・受注者は「石棉障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選任すること。
・受注者は石綿除去作業に先立ち、除去作業を行う作業者に「石棉障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。
・受注者は「廃棄物処理法」に基づき特別管理産業廃棄物管理責任者を選任すること。
5.飛散防止の対策等
・外部との空気の流通を避けるために、当該部分をシート等で塞ぐこと。
・建物外周部で除去作業を行う場合は、シート等で囲うこと。
6.除去作業
・配管エルボ保温材部分の石綿部に養生を行う。
※ 覆っている部分が劣化等により飛散の恐れがある場合は事前に薬液等で湿潤すること。
・保温材を破損しないように、配管エルボ保温材部分の前後の非石棉部で切断し、当該部分を分離する。
・除去作業には呼吸用保護具、保護メガネ及び作業着を着用させること。
7.集積、運搬、処分等
・切断した保温材（配管エルボ共）の袋詰め（二重梱包）を行う。
・運搬については、廃石綿等の許可を有する「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」に委託する。
・処分については、「特別管理産業廃棄物処分業者」に委託する。
8.施工記録・報告
・工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を監督員に報告する。
【配管エルボ除去詳細図】

切断部分

養生テープで隔離

プラスチックシート養生

配管部

石綿含有建材部分

約10cm

切断部分

■アスベスト含有エルボの数量については下記による。

配管名称

配管サイズ

数量

8.ガスケット（ダクトフランジ部分）の除去

・ガスケット（ダクトフランジ部分）を適切に除去・処分する作業手順は原則以下とする。
なお、ここで記載するアスベスト処理の作業手順については、アスベスト対象物を場外に搬出し、処理施設にて処理を行う手法とする。
1.事前調査
・設計図書等の資料、目視による調査の実施
・事前調査結果の書面の作成
・事前調査結果の発注者への説明
・事前調査結果の提示
※ 事前調査の際、石綿含有建材部分の劣化状況についても確認し、監督員に報告すること。
2.施工要領書の提出
・石綿含有建築材料の除去作業についての作業計画を監督員に提出し確認を受ける。
3.石綿作業主任者の選任等
・受注者は「石棉障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選任すること。
・受注者は石綿除去作業に先立ち、除去作業を行う作業者に「石棉障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。
4.飛散防止の対策等
・外部との空気の流通を避けるために、当該部分をシート等で塞ぐこと。
・建物外周部で除去作業を行う場合は、シート等で囲うこと。

項目

特記事項

5.除去作業

・ダクトフランジ接続部分の石綿含有ガスケットに養生を行う。
※ 覆っている部分が劣化等により飛散の恐れがある場合は事前に薬液等で湿潤すること。
・ガスケットを破損しないように、ダクトフランジ接続部分の前後の非石棉部で切断し、当該部分を分離する。
・除去作業には呼吸用保護具、保護メガネ及び作業着を着用させること。
6.集積、運搬、処分等
・切断したダクトフランジは、丈夫なビニール袋に入れて運搬すること。
・切断したダクトフランジを現場内で保管する場合は、シート等で覆い保管場所には、ダクトフランジの保管場所であることの表示を行うこと。
・ダクトフランジの運搬に当たっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆うこと。
7.除去物の処分
・アスベスト含有ガスケットは、関係法令に従い適切に処分すること。
・マニフェストによる管理を行い、マニフェストには「石綿含有産業廃棄物」であることを明示すること。
8.施工記録・報告
・工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を監督員に報告する。
【ガスケット（ダクトフランジ部分）除去詳細図】

切断部分

ダクト部

プラスチックシート養生

石綿含有建材部分

ダクトフランジ

養生テープで隔離

切断部分

約10cm

約10cm

■アスベスト含有ダクトフランジの数量については下記による。

ダクト名称

ダクトサイズ

数量

9.外壁アスベスト含有部からの設備機材取り外し

・外壁アスベスト含有部（みなし含む）に設置している機器や部材を取り外す作業手順は原則以下とする。
1.事前準備
・石綿作業主任者を選任し、作業者に特別教育を実施する。
2.機器等の取り外し作業
・看板（立入禁止）を設置し、保護マスク（RＬ-3・RS-3）を着用する。
・外壁と機器等が接している部分に水を噴霧（湿潤）し、取り外す。
・取り外した部分に飛散防止剤を吹付け。

【アンカー打設】

・外壁アスベスト含有部（みなし含む）への「アンカー打設」の作業手順は原則以下とする。
1.事前調査
・設計図書等の資料、目視による調査の実施
・事前調査結果の書面の作成
・事前調査結果の発注者への説明
・事前調査結果の提示
2.施工要領書の提出
・外壁アスベスト含有部へのアンカー打設方法についての作業計画を監督員に提出し確認を受ける。
3.石綿作業主任者の選任等
・受注者は「石棉障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選任すること。
・受注者は石綿除去作業に先立ち、除去作業を行う作業者に「石棉障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。
4.ドリル穿孔作業
・看板（立入禁止）を設置し、保護マスク（RＬ-3・RS-3）を着用する。
・粉じん吸込装置付ドリル（H E P Aフィルター付）を使用する。
・ドリル穿孔部の仕上塗材に水を噴霧（湿潤）し、穿孔する。
・飛散防止剤を穿孔部（切断面及び周囲）に吹付け、アンカーを打設する。
5.石綿処理
・粉じん、H E P Aフィルター、保護マスク等の袋詰めを行う。
・石綿処分については関係法令に従い適切に処分すること。
6.施工記録・報告
・工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を監督員に報告する。
【コア抜き】

・外壁アスベスト含有部（みなし含む）への「コア抜き」の作業手順は原則以下とする。
1.事前調査
・設計図書等の資料、目視による調査の実施
・事前調査結果の書面の作成
・事前調査結果の発注者への説明
・事前調査結果の提示
2.施工要領書の提出
・外壁アスベスト含有部へのコア抜き方法についての作業計画を監督員に提出し確認を受ける。
3.石綿作業主任者の選任等
・受注者は「石棉障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選任すること。
・受注者は石綿除去作業に先立ち、除去作業を行う作業者に「石棉障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。
4.穿孔機固定用穴あけ作業
・看板（立入禁止）を設置し、保護マスク（RＬ-3・RS-3）を着用する。
・床に養生シートを設置する。
・粉じん吸込装置付ドリル（H E P Aフィルター付）を使用する。
・ドリル穿孔部の仕上塗材に水を噴霧（湿潤）し、穿孔する。
・飛散防止剤を穿孔部（切断面及び周囲）に吹付け、アンカーを打設する。
5.穿孔機のセット
・湿式にてコア抜き作業を行う。
6.仕上部（アスベスト含有部）のコア抜き作業
・切削汚水の回収（切削汚水はウエス等で拭取る）
7.躯体部のコア抜き作業
・躯体部のコア抜き後、飛散防止剤を穿孔部（切断面及び周囲）に吹付ける。
8.石綿処理
・粉じん、H E P Aフィルター、コア抜き部分、養生シート、仕上部コア抜き作業時の切削汚水を含んだウエス、保護マスク等の袋詰めを行う。
・石綿処分については関係法令に従い適切に処分すること。
9.施工記録・報告
・工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を監督員に報告する。
・やむを得ずアスベスト含有成形板を穿孔する場合の穿孔作業手順は原則以下とする。
1.事前調査
・設計図書等の資料、目視による調査の実施
・事前調査結果の書面の作成
・事前調査結果の発注者への説明
・事前調査結果の提示

2.施工要領書の提出

・石綿含有建築材料の除去作業についての作業計画を監督員に提出し確認を受ける。

3.計画の届出

（けい酸カルシウム板2種を穿孔する場合については、集塵排気装置を設置し、作業場所を負圧隔離を行う。（作業前に集塵排気装置の点検・負圧の点検を実施する。））

・粉じん吸込装置付ドリル（H E P Aフィルター付）を使用する。

・穿孔部の成形板に水を噴霧（湿潤）し、穿孔する。

・飛散防止剤を穿孔部に吹付ける。

6.石綿処理

・粉じん、H E P Aフィルター、保護マスク等の袋詰めを行う。

・けい酸カルシウム板2種については、「特別管理産業廃棄物処分業者」に委託し、処理を行う。その他の石綿含有建築材料については、石綿含有廃棄物として処理を行うこと。

7.施工記録・報告

・工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を監督員に報告する。

8.施工記録の保存

・作業計画に基づく作業実施状況の記録及び従事労働者の氏名、従事期間等を記録し、3年間保存すること。

工事名称

協和町西団地17号館ほか1棟解体工事

図面名称

設備工事共通 特記仕様書

A3縮尺

—

A1縮尺

—

堺市 建築都市局 建築部

図面番号

AM/001

原寸図

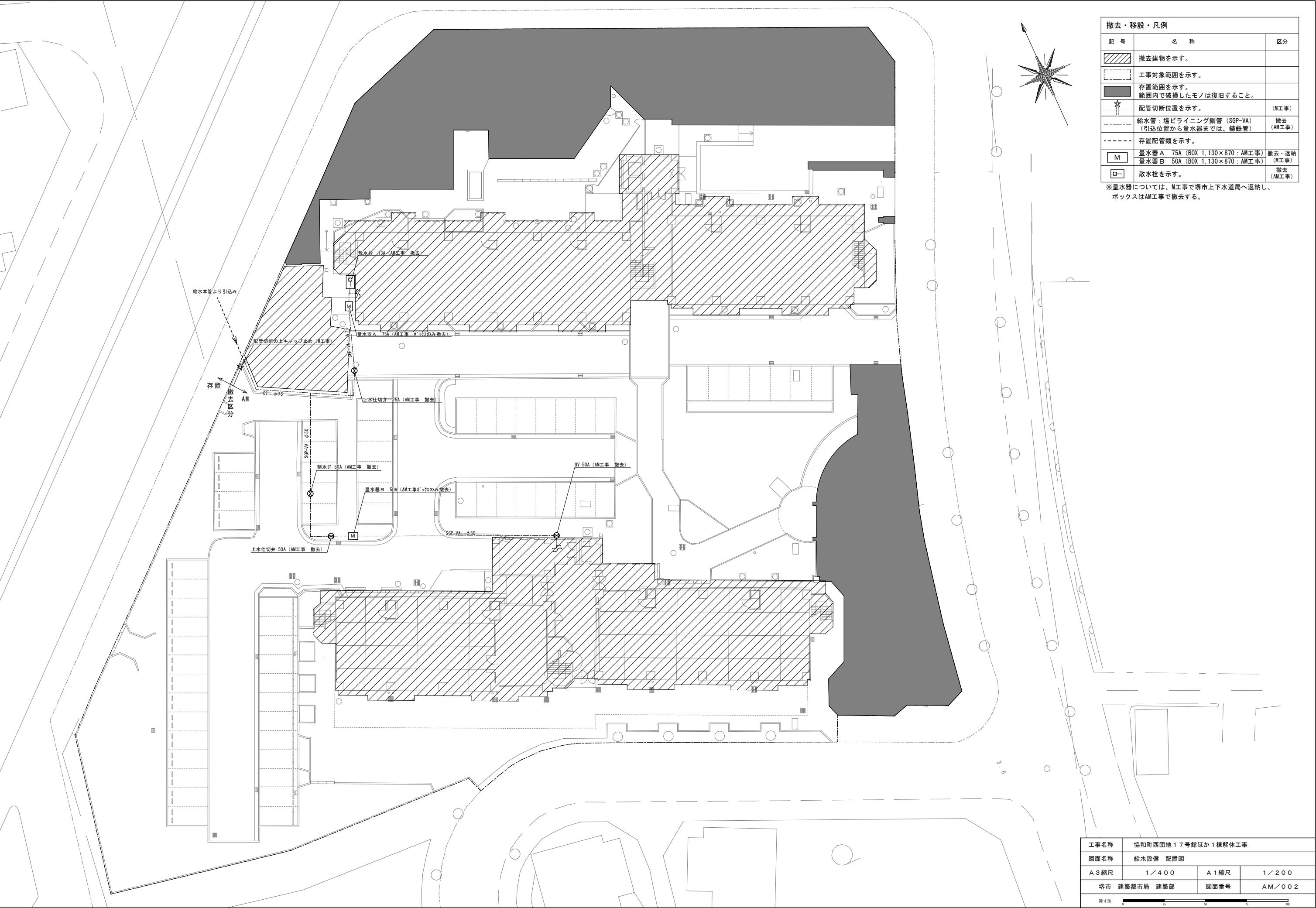
0

25

50

75

<2025.8>新當・改修編



撤去・移設・凡例		
記 号	名 称	区分
	撤去建物を示す。	
	工事対象範囲を示す。	
	存置範囲を示す。 範囲内で破損したモノは復旧すること。	
	配管切断位置を示す。	(M工事)
	給水管：塩ビライニング銅管 (SGP-VA) (引込位置から量水器までは、鋳鉄管)	撤去 (AM工事)
	存置配管類を示す。	
	量水器 A 75A (BOX 1,130×870 : AM工事)	撤去・返納 (M工事)
	量水器 B 50A (BOX 1,130×870 : AM工事)	撤去 (AM工事)
	散水栓を示す。	

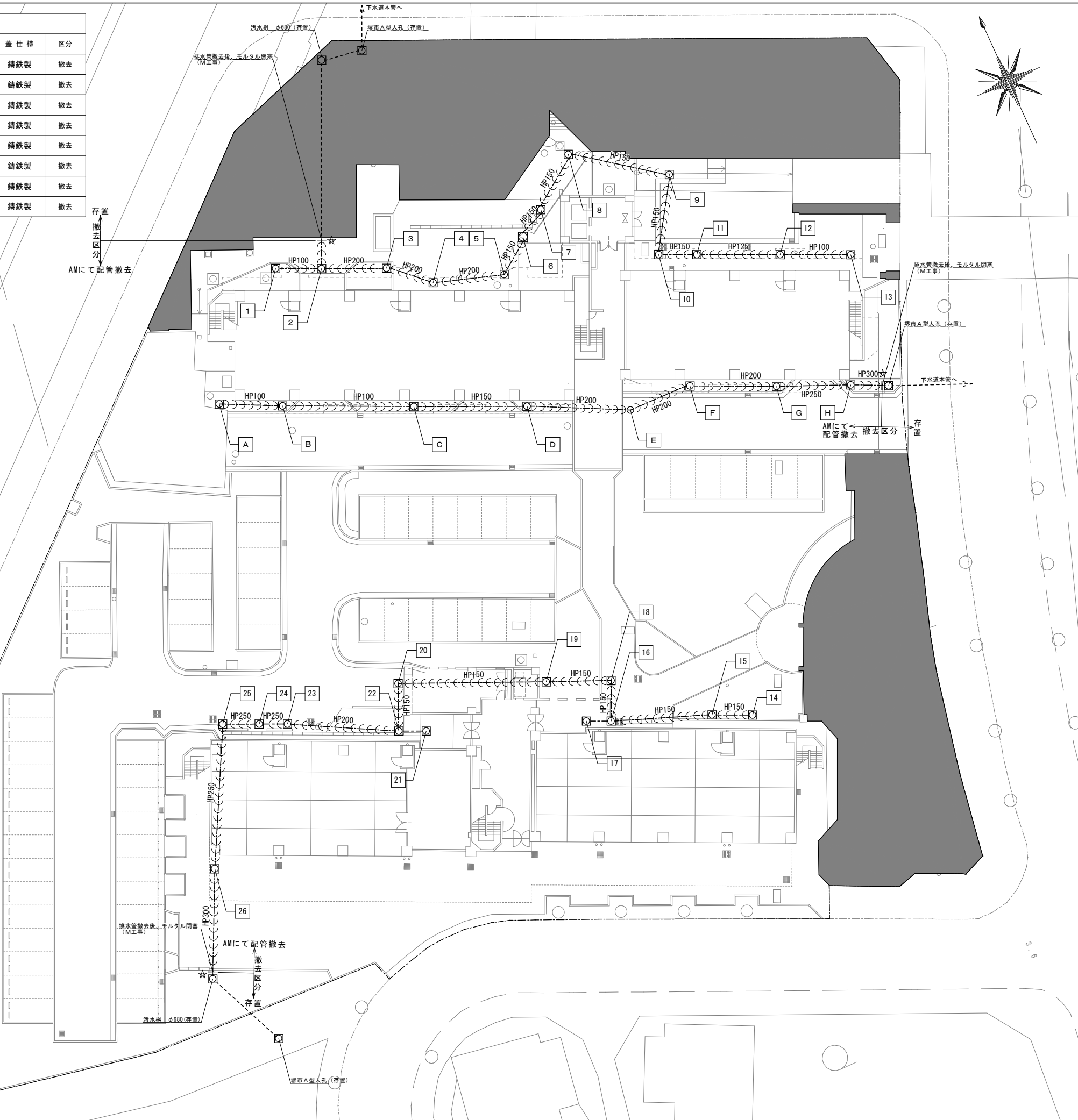
※量水器については、M工事で堺市上下水道局へ返納し、ボックスはAM工事で撤去する。

工事名称	協和町西団地17号館ほか1棟解体工事		
図面名称	給水設備 配置図		
A3縮尺	1／400	A1縮尺	1／200
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	AM／002	
原寸法			

雑排水樹リスト				
記 号	名 称	深さ (mm)	蓋 仕 様	区分
A	800×800(φ680)	-350	鑄鉄製	撤去
B	800×800(φ680)	-450	鑄鉄製	撤去
C	800×800(φ680)	-550	鑄鉄製	撤去
D	800×800(φ680)	-660	鑄鉄製	撤去
E	800×800(φ680)	-770	鑄鉄製	撤去
F	800×800(φ680)	-850	鑄鉄製	撤去
G	800×800(φ680)	-920	鑄鉄製	撤去
H	800×800(φ680)	-1,200	鑄鉄製	撤去

存置
撤去区分

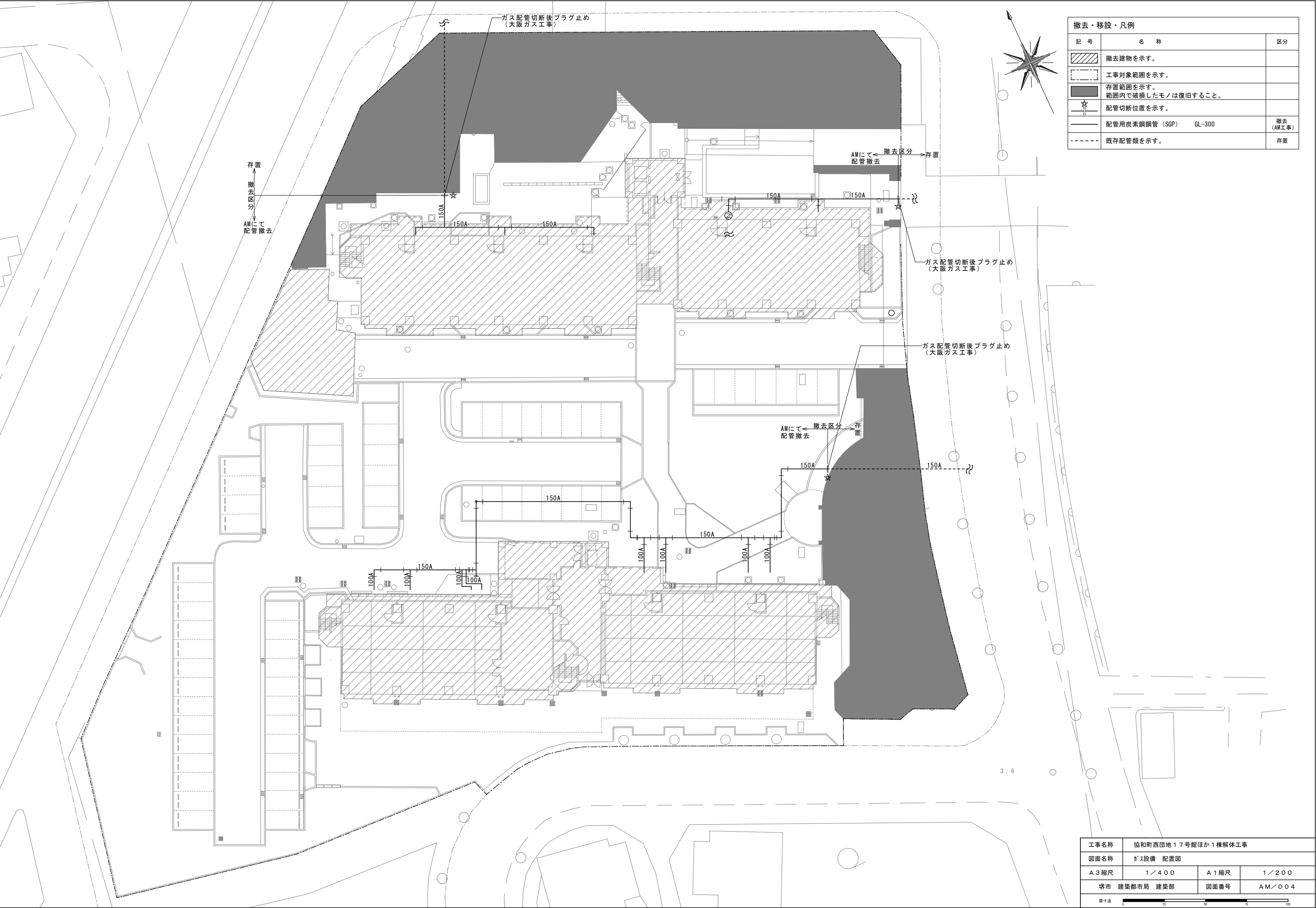
AMIにて配管撤去



撤去・移設・凡例			
記 号	名 称	仕 様	区分
	撤去建物を示す。	撤去	
	工事対象範囲を示す。		
	存置範囲を示す。 範囲内で破損したモノは復旧すること。	存置	
	配管切断位置を示す。(M工事)	ヒューム管 (HP300)	
	汚水・雑排水管(屋外排水)	ヒューム管 (HP)	撤去 (AM工事)
	存置配管類を示す。		存置
	汚水樹を示す。(コンクリート製)		撤去 (AM工事)

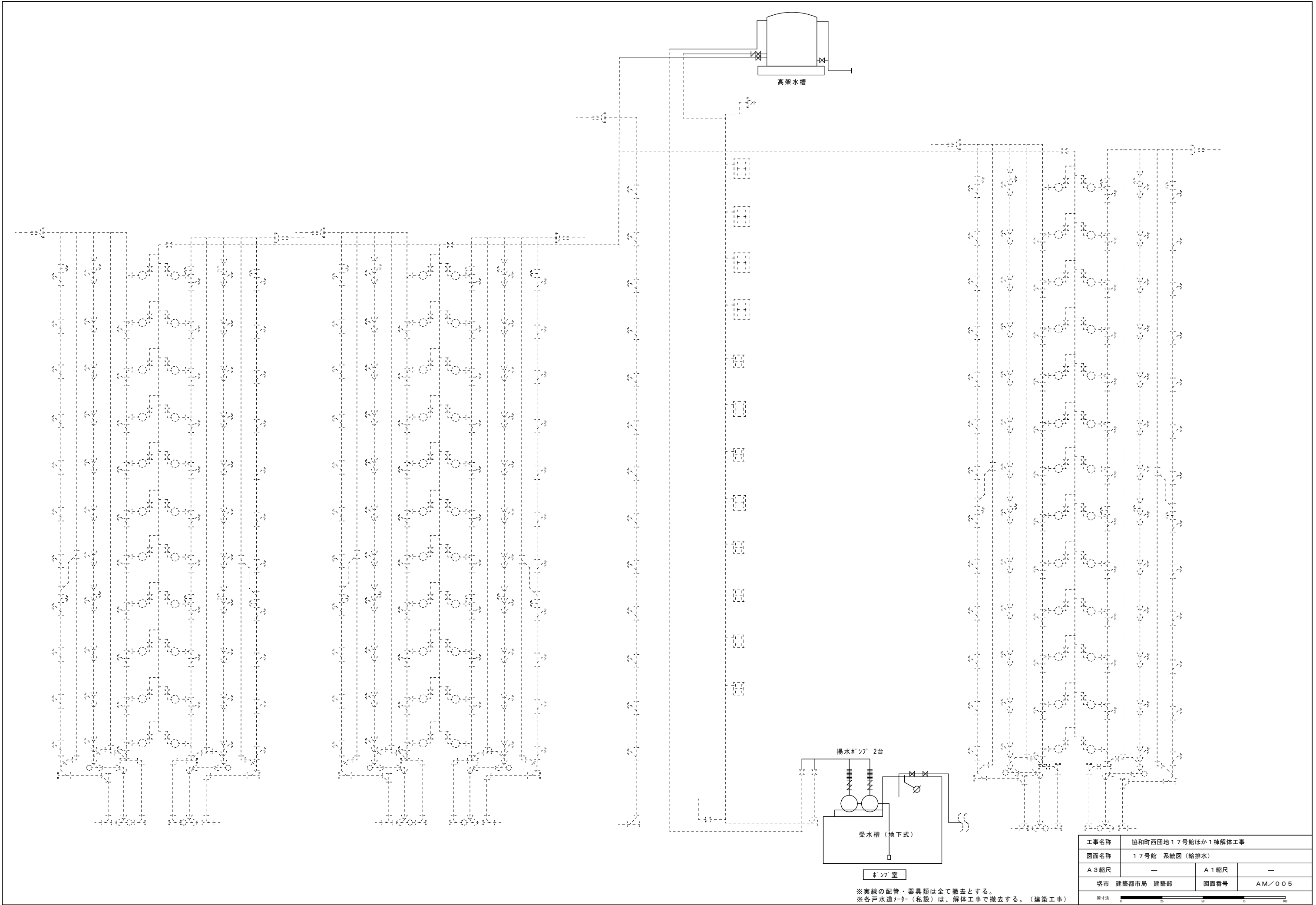
汚水樹リスト				
記 号	名 称	深さ (mm)	蓋 仕 様	区分
1	900×900(φ680)	-1,000	鑄鉄製	撤去
2	900×900(φ680)	-1,050	鑄鉄製	撤去
3	820×820(φ680)	-1,010	鑄鉄製	撤去
4	820×820(φ680)	-970	鑄鉄製	撤去
5	900×900(φ680)	-930	鑄鉄製	撤去
6	900×900(φ680)	-900	鑄鉄製	撤去
7	820×820(φ680)	-850	鑄鉄製	撤去
8	820×820(φ680)	-800	鑄鉄製	撤去
9	900×900(φ680)	-690	鑄鉄製	撤去
10	900×900(φ680)	-610	鑄鉄製	撤去
11	820×820(φ680)	-570	鑄鉄製	撤去
12	820×820(φ680)	-490	鑄鉄製	撤去
13	900×900(φ680)	-450	鑄鉄製	撤去
14	820×820(φ680)	-450	鑄鉄製	撤去
15	820×820(φ680)	-470	鑄鉄製	撤去
16	820×820(φ680)	-580	鑄鉄製	撤去
17	820×820(φ680)	-600	鑄鉄製	撤去
18	820×820(φ680)	-640	鑄鉄製	撤去
19	820×820(φ680)	-720	鑄鉄製	撤去
20	820×820(φ680)	-820	鑄鉄製	撤去
21	820×820(φ680)	-600	鑄鉄製	撤去
22	820×820(φ680)	-860	鑄鉄製	撤去
23	820×820(φ680)	-960	鑄鉄製	撤去
24	820×820(φ680)	-980	鑄鉄製	撤去
25	820×820(φ680)	-1,080	鑄鉄製	撤去
26	820×820(φ680)	-1,230	鑄鉄製	撤去

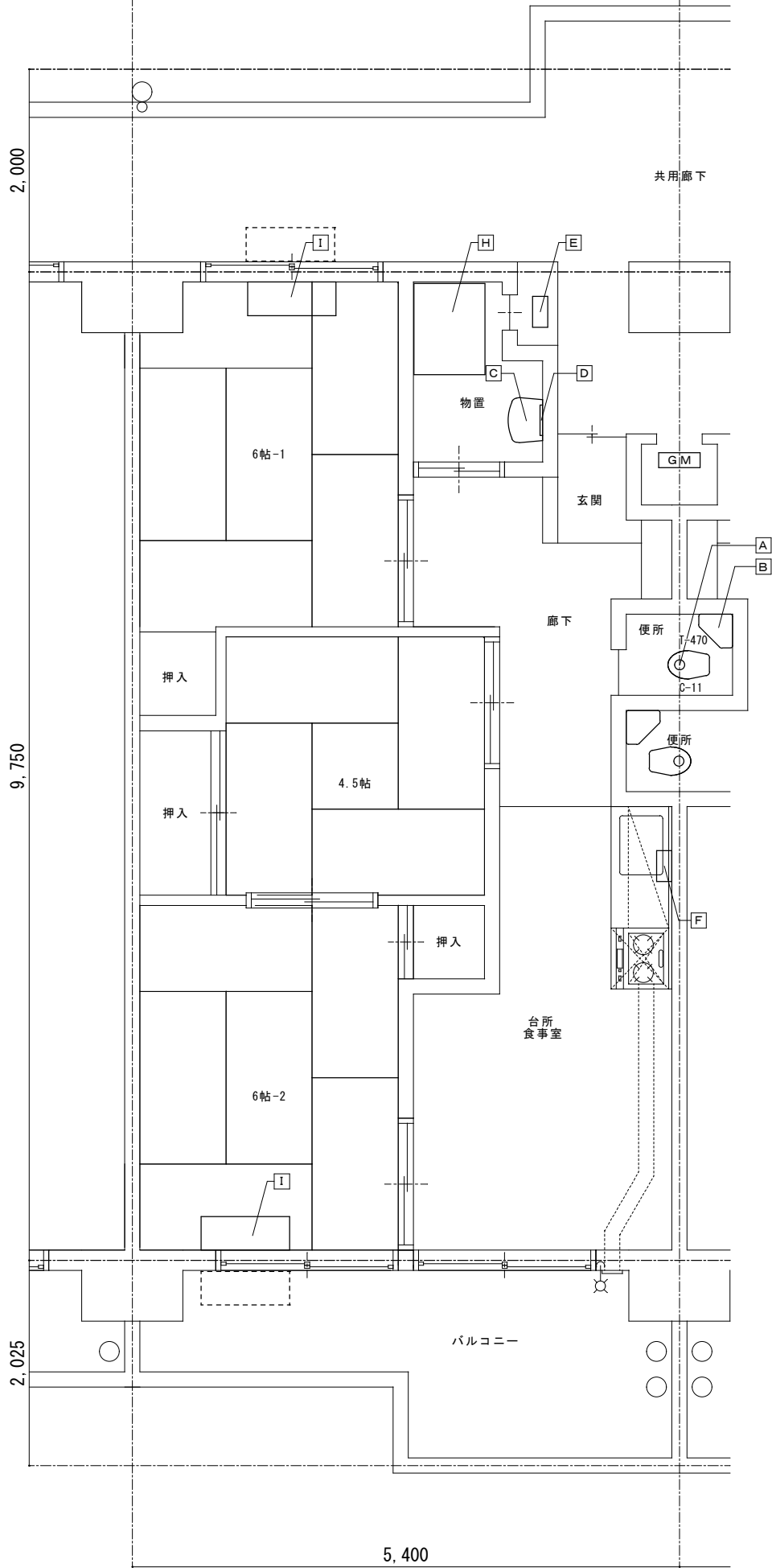
工事名称	協和町西団地 17 号館ほか 1 棟解体工事		
図面名称	汚水排水設備 配置図		
A 3 縮尺	1 / 400	A 1 縮尺	1 / 200
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	A M / 0 0 3	
原寸法			



撤去・移設・凡例		
記 号	名 称	区分
	撤去建物を示す。	
	工事対象範囲を示す。	
	存置範囲を示す。 範囲内で破損したモノは復旧すること。	
	配管切断位置を示す。	
	配管用炭素鋼鋼管（SGP） GL-300	撤去 （AM工事）
	既存配管類を示す。	存置

工事名称	協和町西団地17号館ほか1棟解体工事		
図面名称	ガス設備 配置図		
A3縮尺	1／400	A1縮尺	1／200
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	A M／004	
原寸法			

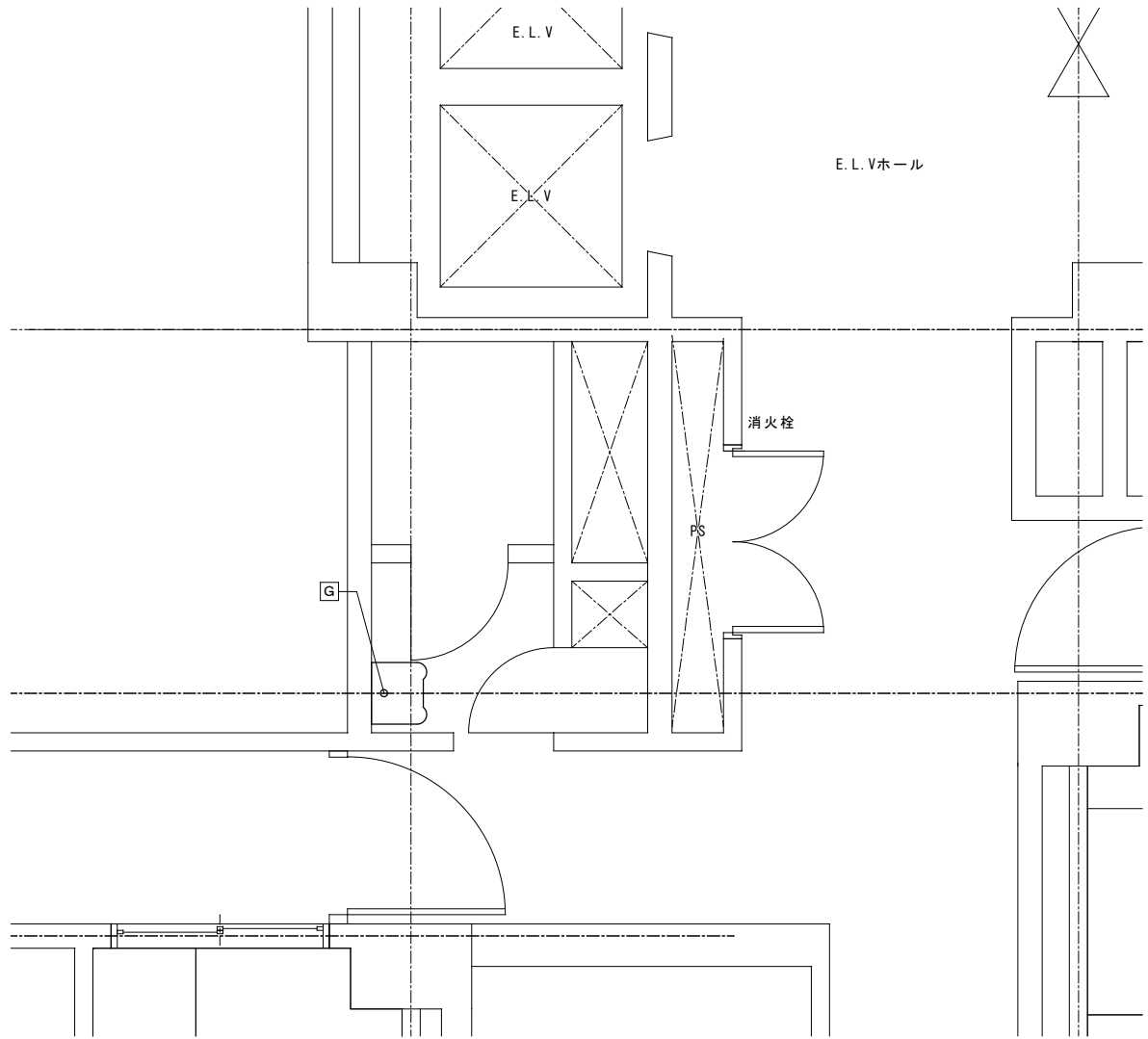




5,400

住戸平面図 1 / 30

記号	名 称	仕 様	数 量
A	洋式大便器	C-11	1 1 8
B	ロータンク	T-470	1 1 8
C	洗面器	L-132A	1 1 8
D	洗面鏡	KF-3545	1 1 8
E	給湯器 (16号)		6 1
F	給湯器 (5号)		4 3
G	掃除流し		1 3
H	浴槽 (SUS製)	900×700×600	6 1
I	ルームエアコン (室外機共)	型式：壁掛形 冷房2.2KW・暖房2.5KW	2 5



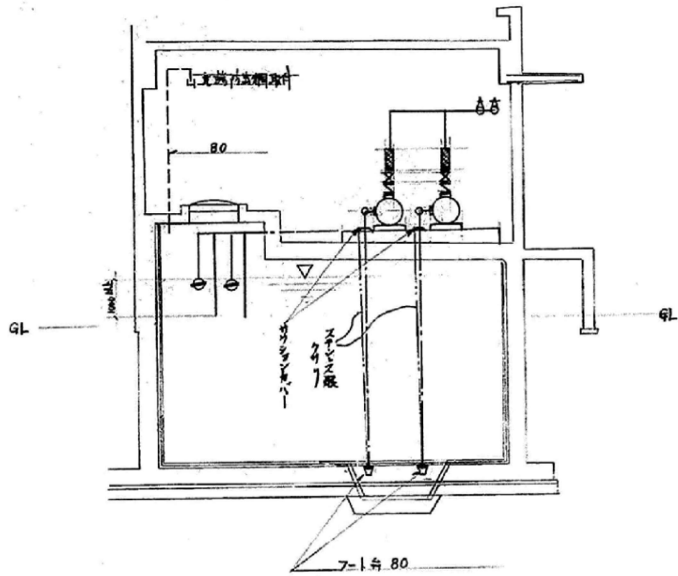
2階～14階 ホール平面図 1 / 30

工事名称	協和町西団地 17 号館ほか 1 棟解体工事		
図面名称	17 号館 住戸平面詳細図（給排水）		
A3縮尺	1 / 60	A1縮尺	1 / 30
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	AM / 006	
原寸法			

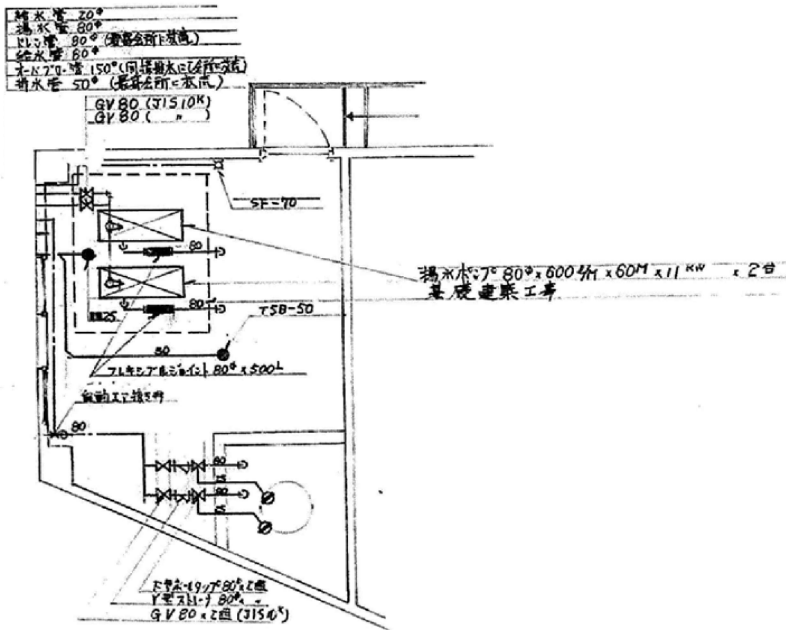
撤去機器リスト

番号	名称	数量	備 考
1	回転ドラム	1	回転ドラム自重 : 3.271 t 回転ドラム長さ : 4.908 m 回転ドラム巾 : 2.267 m 回転ドラム高さ : 2.200 m 回転ドラム容量 : 7.9 m ³ 圧縮比 : 1.4 消費電力 (ドラム) : 7.5 kW 消費電力 (コンベア) : 1.5 kW 消費電力 (パワーシリンダー) : 0.75 kW
2	高架水槽	1	FRP製高架水槽タンク 12 t φ2,700 H=2870
3	揚水ポンプ	2	φ80×600L/M×60M×11kW

※ポンプ室廻り配管フランジパッキン撤去
80A: 18箇所
※高架水槽廻り配管フランジパッキン撤去
80A: 4箇所 125A: 5箇所

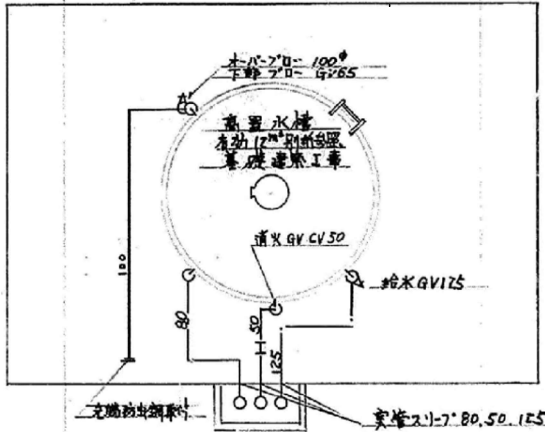


ポンプ室断面詳細図 S=1:50

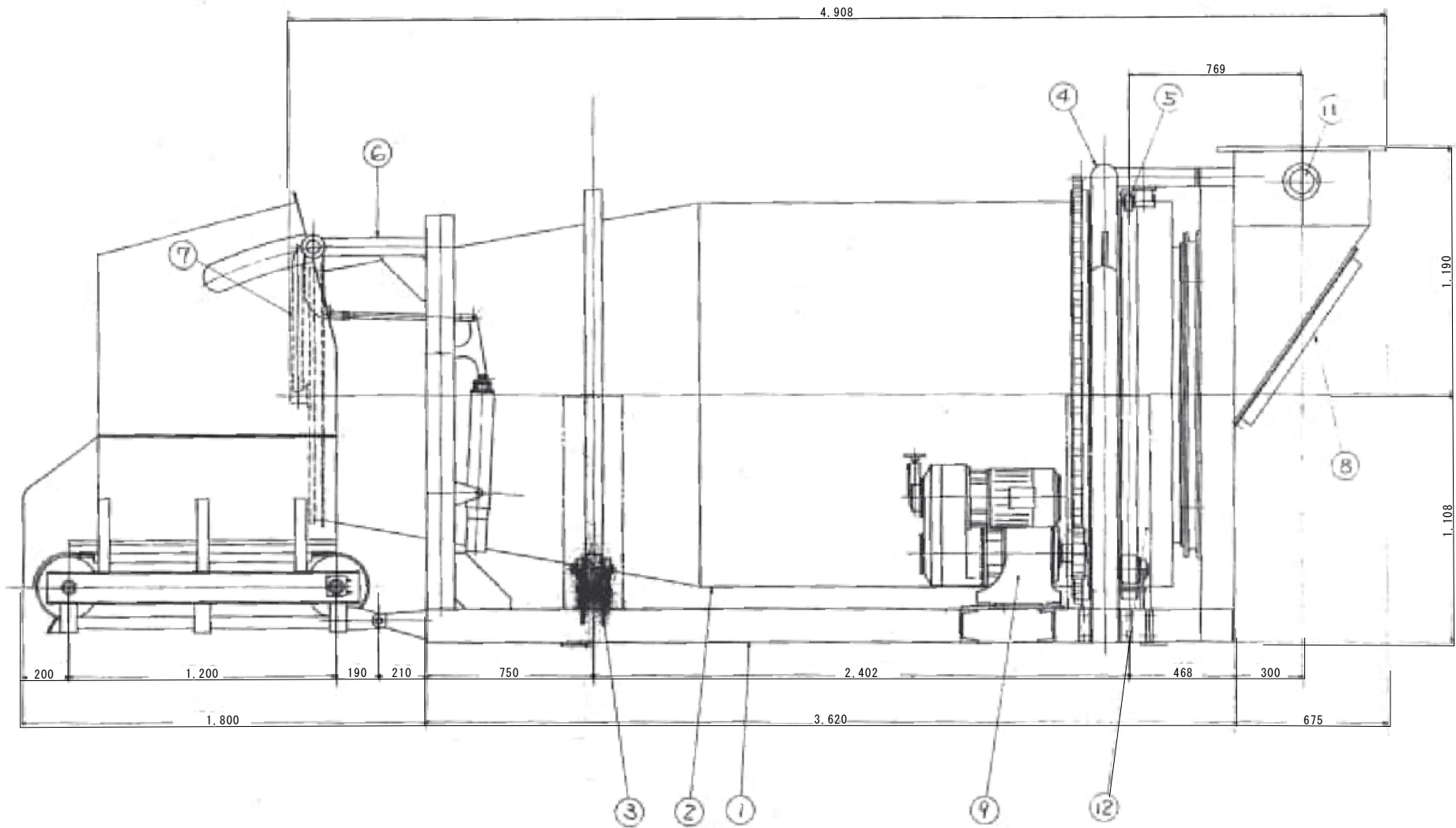


ポンプ室詳細図 S=1:50

※ポンプ室内、高架水槽廻りの配管、弁類は撤去すること。
ただし、水槽内部の配管等は躯体と共に解体されるものとする。

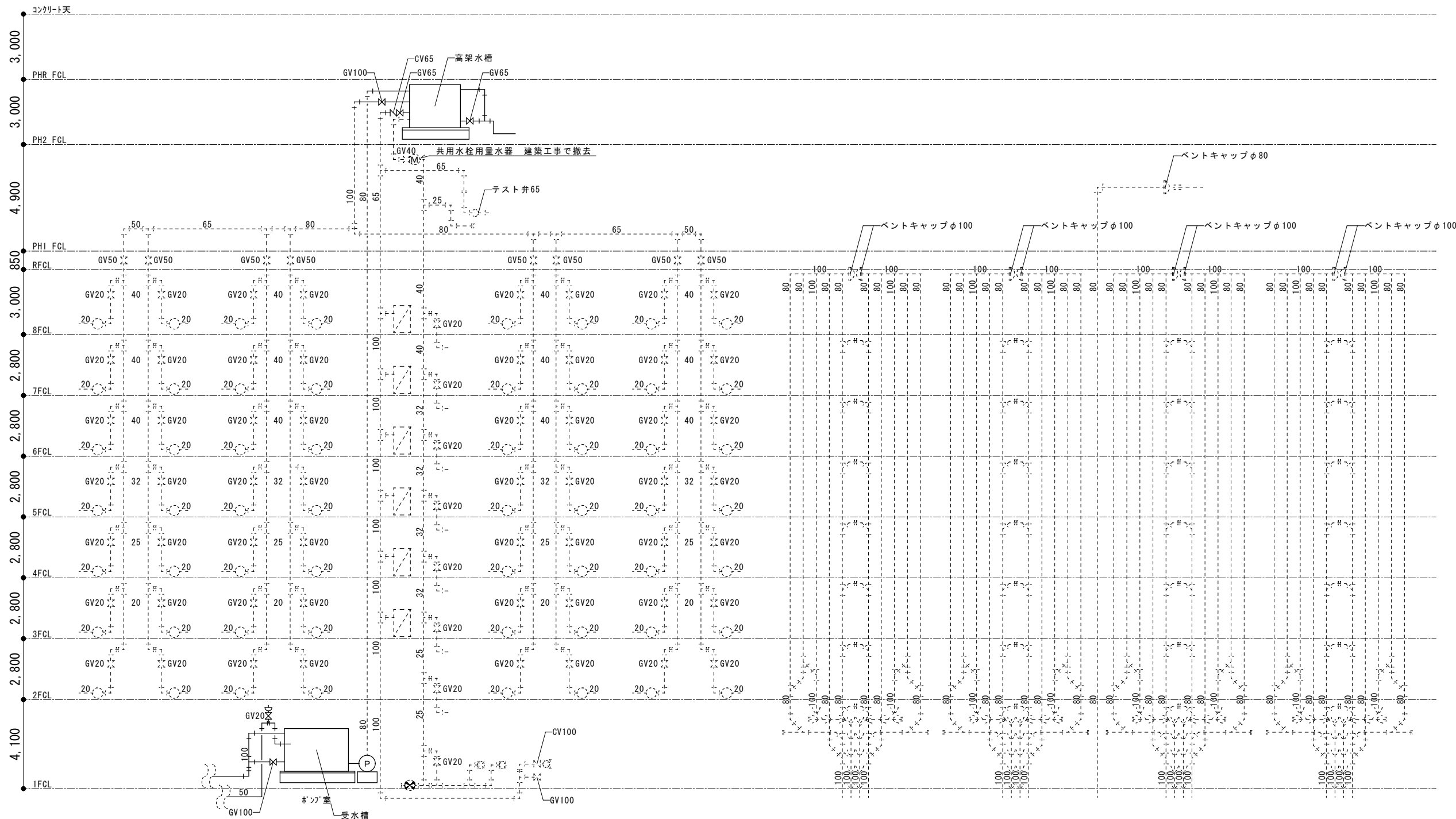


高架水槽廻り詳細図 S=1:50



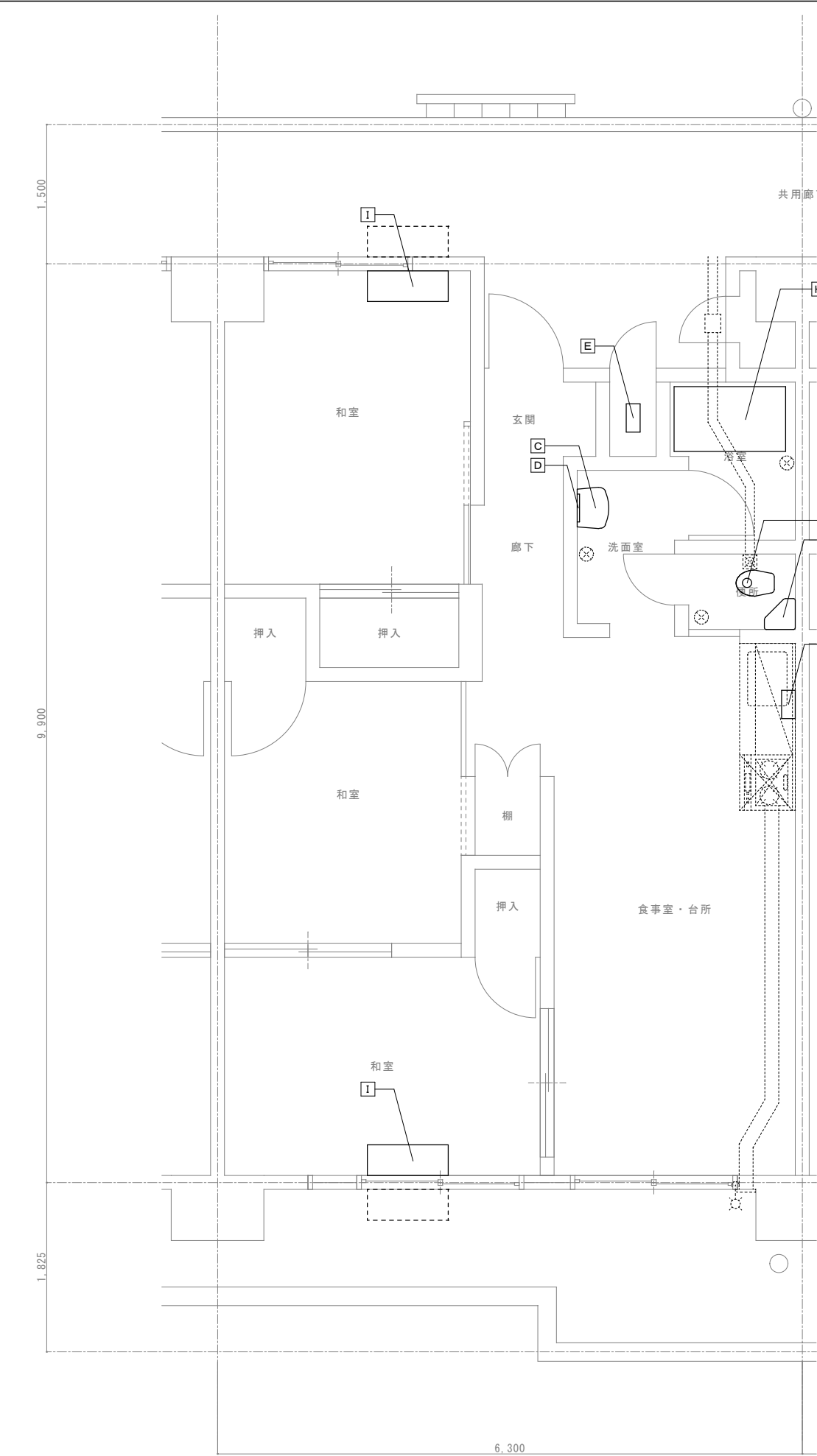
回転ドラム詳細図 (撤去機器)

工事名称	協和町西団地17号館ほか1棟解体工事		
図面名称	17号館 雑詳細図		
A3縮尺	1/100	A1縮尺	1/50
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	A M / 0 0 7	
原寸法			

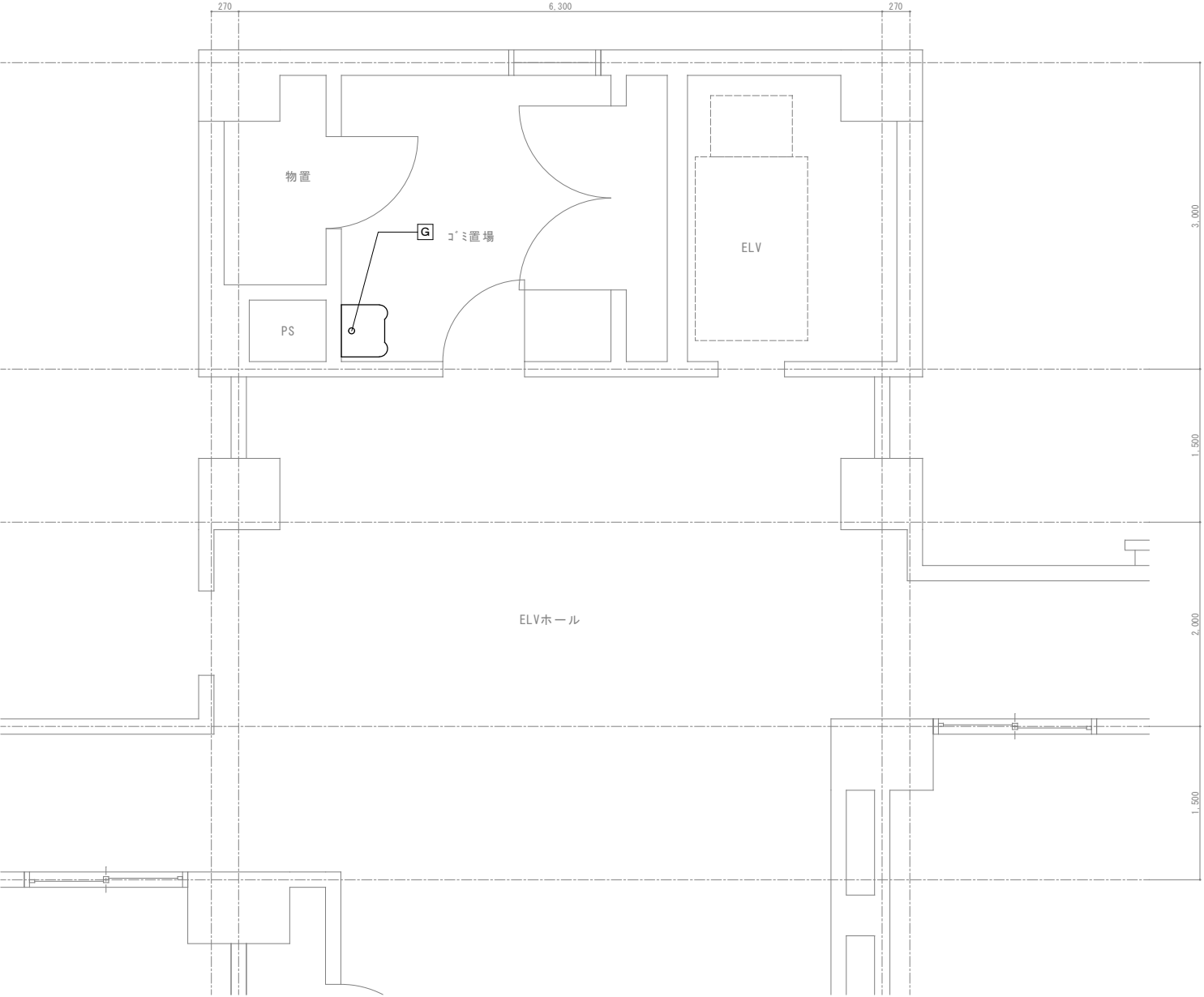


※実線の配管・器具類は全て撤去とする。
※各戸水道メーター（私設）は、解体工事で撤去する。（建築工事）

工事名称	協和町西団地17号館ほか1棟解体工事		
図面名称	18号館 系統図（給排水）		
A3縮尺	—	A1縮尺	—
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	AM／008	
原寸法			



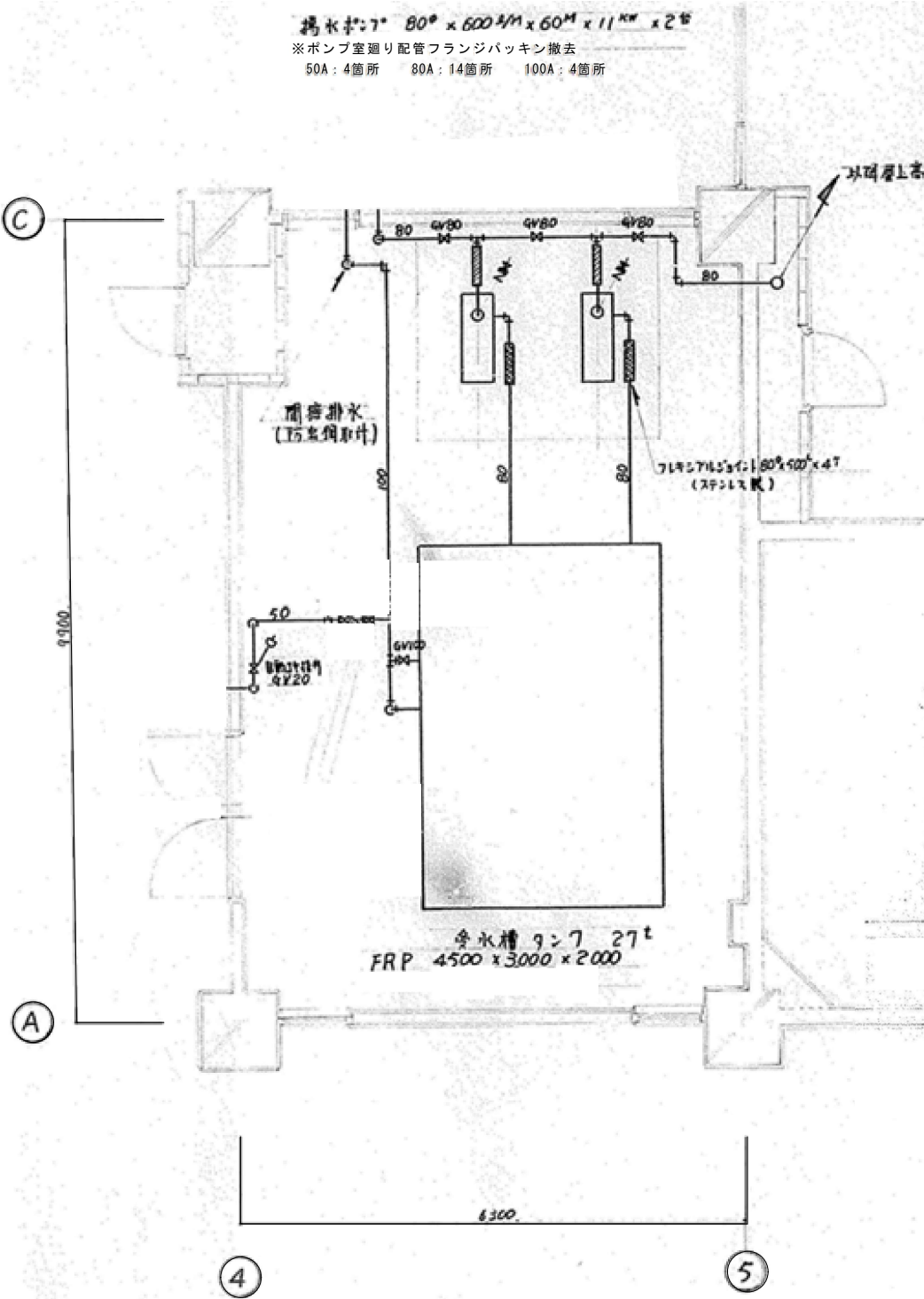
住戸平面図 1 / 3 0



2階～8階 ホール平面図 1 / 3 0

記号	名 称	仕 様	数量
A	洋式大便器	C-14P	5 6
B	ロータンク	S-670	5 6
C	洗面器	L-2300	5 6
D	洗面鏡	TS-119AS-3	5 6
E	給湯器 (16号)		3 2
F	給湯器 (5号)		1
G	掃除流し		7
H	浴槽	1,200×700×600	3 2
I	ルームエアコン (室外機共)	型式：壁掛形 冷房：2.2KW・暖房2.5KW	5

工事名称	協和町西団地 17 号館ほか 1 棟解体工事		
図面名称	18 号館 住戸平面詳細図（給排水）		
A3 縮尺	1 / 6 0	A1 縮尺	1 / 3 0
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	A M / O O 9	
原寸法			

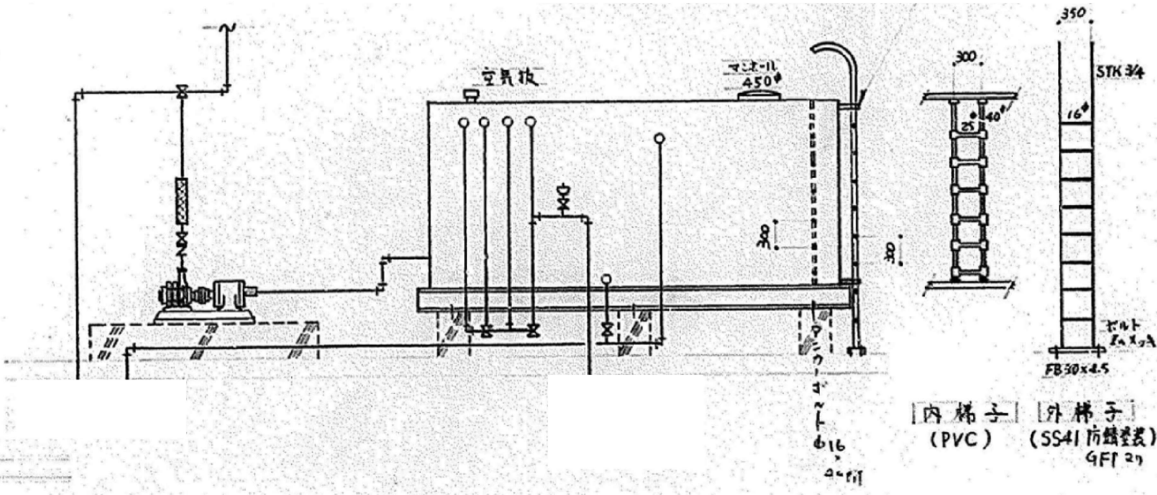


ポンプ廻り詳細平面図 1 / 5 0

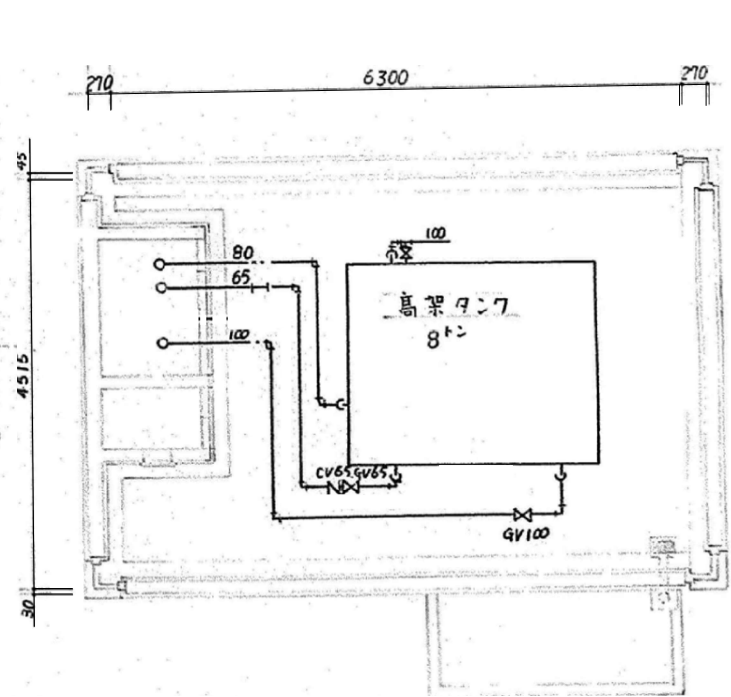
撤去機器リスト

番号	名称	数量	備 考
1	回転ドラム	1	回転ドラム自重 : 3.271 t 回転ドラム長さ : 4.908 m 回転ドラム巾 : 2.267 m 回転ドラム高さ : 2.200 m 回転ドラム容量 : 7.9 m ³ 圧縮比 : 1.4 消費電力 (ドラム) : 7.5 kW 消費電力 (コンベア) : 1.5 kW 消費電力 (パワーシリンダー) : 0.75 kW
2	高架水槽	1	FRP製高架水槽タンク 8 t W=2710 D=2210 H=2870
3	揚水ポンプ	2	φ80×600L/W×60M×11kW
4	受水槽	1	FRP製受水槽 27 t W=4500 D=3000 H=2000

※ポンプ室廻り配管フランジパッキン撤去
65A : 5箇所 80A : 4箇所 100A : 5箇所



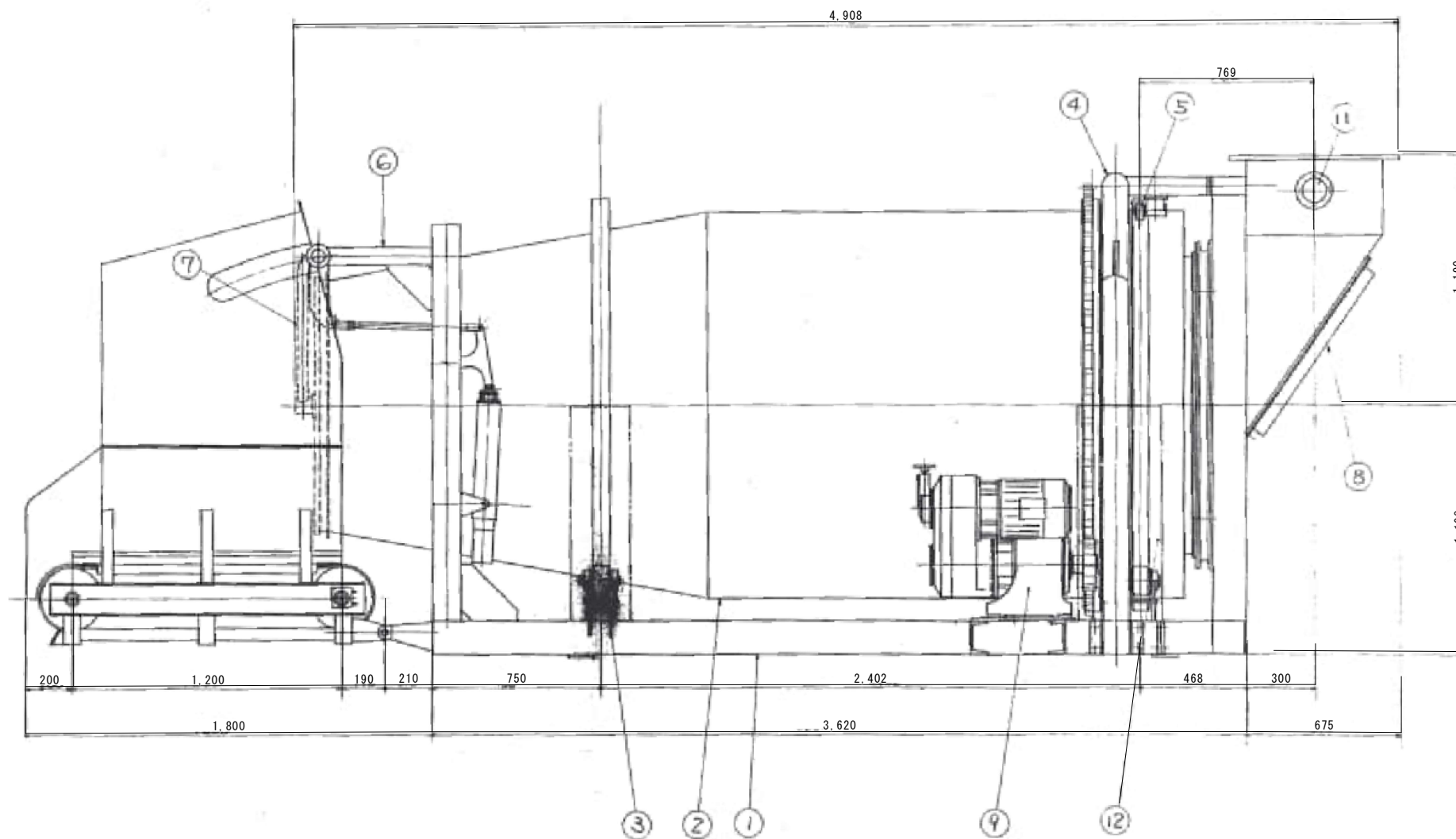
ポンプ廻り詳細立面図 1 / 5 0



高架水槽廻り詳細図 1 / 5 0

※受水槽、高架水槽廻りの配管、弁類は撤去すること。
ただし、水槽内部の配管等は躯体と共に解体されるものとする。

工事名称	協和町西団地17号館ほか1棟解体工事		
図面名称	18号館 給排水衛生設備 雑詳細図		
A3縮尺	1／100	A1縮尺	1／50
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	AM／010	
原寸法			



回転ドラム 詳細図

回転ドラム仕様表	
回転ドラム自重	: 3.271 t
回転ドラム長さ	: 4.908m
回転ドラム巾	: 2.267m
回転ドラム高さ	: 2.200m
回転ドラム容量	: 7.9m ³
圧縮比	: 1.4
消費電力 (ドラム)	: 7.5KW
消費電力 (コンベア)	: 1.5KW
消費電力 (パワーシリンダー)	: 0.75KW

工事名称	協和町西団地17号館ほか1棟解体工事		
図面名称	18号館 回転ドラム詳細図		
A3縮尺	—	A1縮尺	—
堺市 建築都市局 建築部	図面番号		AM／O11
原寸法			